

平成25年6月中川村議会定例会議事日程(2)

平成25年6月11日(火) 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

3番 小池 厚

- (1) 社会基盤の整備について
- (2) 地域の安全・安心のための施策について伺いたい。
- (3) 地域力を高め、子供からお年寄りまで皆が生き生きと暮らせる施策について

6番 大原 孝 芳

- (1) 道州制導入について、どのように考えますか。
- (2) 村内において、自然エネルギーをどのように推進させますか。

9番 竹 沢 久美子

- (1) 憲法96条改正に対する考えは。
- (2) 議員定数と仕事量の分担について

2番 高 橋 昭 夫

- (1) 改選後の村政について
- (2) 森林の育成と生態系の保護について

出席議員(10名)

- 1番 中 塚 礼次郎
- 2番 高 橋 昭 夫
- 3番 小 池 厚
- 4番 山 崎 啓 造
- 5番 村 田 豊
- 6番 大 原 孝 芳
- 7番 湯 澤 賢 一
- 8番 柳 生 仁
- 9番 竹 沢 久美子
- 10番 松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	松 村 正 明	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	保健福祉課長	玉 垣 章 司
振興課長	福 島 喜 弘	建設水道課長	米 山 正 克
教育次長	座光寺 悟 司		

職務のために参加した者

議会事務局長 中 平 千賀夫
書 記 松 村 順 子

平成25年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年6月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。8番議員から、昨日の発言に対して発言の申し出がありますので、これを許可してあります。
8番議員。
○8番 (柳生 仁) 私は、昨日の一般質問で不適切な発言がありましたので議事録の訂正をお願いいたします。
昨日の私の一般質問の中で、かむことの大切さについての質問で不適切な発言がございましたので、議事録の訂正をお願いします。
「かむ回数をカウントする機械」と申し上げるべきところを「かむかむマシーン」と言ってしまうので、「かむかむマシーン」のところを「かむ回数をカウントする機械」に置きかえていただくようお願いいたします。
大変申しわけございませんでした。
○議長 　日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
3番 小池厚議員。
○3番 (小池 厚) 私は、先ごろの補欠選挙で無投票ということで当選いたしました渡場の小池厚でございます。
この6月の定例会議に際しまして、大きく3点にわたってご質問をさせていただきます。
1つは、社会基盤の整備についてでございます。
2つには、地域の安全・安心のための施策についてでございます。
3つ目には、地域力を高め、子どもからお年寄りまでが皆が生き生きと暮らせるといった施策についてお伺いをしたいと思います。
それでは、順にお願いをいたします。
まず、最初に、社会基盤の整備についてでございます。
その中の1つ目、現在、進めておられます過疎代行飯沼美里線の進捗状況と事業の見通しについて、これについて、現在の進捗状況と今後の見通しについて、担当のところから結構でございますので、お聞かせいただきたいと思っております。
それと、関連としてですすね、現在の竜東線と、それから、現在の飯沼橋、その間が、確か過疎代行の区間に入っておりませんが、飯沼橋の間をどんなふうにご考えてお

○建設水道課長

られるか、村の考え方を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

過疎代行飯沼美里線の進捗状況と事業の見通しについてお答えいたします。

村道北山方飯沼線は、村の中心部から美里・飯沼地区を經由し、主要地方道伊那生田飯田線につながる1級村道であります。当路線は、昭和54年から64年にかけて全長約5kmのうち約2.1kmが県の過疎代行業業により改良されてきましたが、残りの区間、約2.7kmが未改良になっていると、再三にわたる要望の結果、平成23年度から県過疎代行業業に採択され、事業実施の運びとなっております。

事業期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間で、改良延長は1,900m、車道幅員4m、総幅員5mであります。概算事業費は約6億円とされております。

進捗状況でありますけれども、工事は飯沼地区から始められておりまして、平成23年度については伊那生田飯田線の交差点から美里地区に向かった延長230mが施工されております。

平成24年度については、25年度への繰り越し工事となっておりますが、延長135mのうち第1工区の延長25m部分が、この6月14日に竣工の予定であります。

第2工区の延長110m部分が9月30日までの工期となっております。現在、工事が行われているところであります。

今年度以降の計画については、今年度が延長280m、26年度が延長655m、27年度が延長600mの施行予定となっております。

残りの約800mにつきましては、そのうち600mを平成22・23年度の辺地債事業で施工済みであります。

最終的に残される約200mについては、県の過疎代行業業終了後に村事業として改良工事を施工する予定であります。

今年度の事業については、事業実施が決定した後、工事に入る前には、北山方飯沼線改良事業対策委員会並びに地元の説明会を開催し、ご理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

竜東線との交差点から飯沼橋との間の改良については、事業の要望の段階では、橋梁の架けかえも含めて、第1期事業区間として、交差点から美里区間については第2期の事業区間として、2つの区間の要望を上げてきたわけですが、結果として、第2期事業区間のみが採択されたという経緯があります。そのため、当面、現状のままになってしまいますが、この後お答えします竜東線のルート案の決定がまだされていない状況の中では、竜東線ルートの決定と飯沼橋の架けかえ協議が整った後に、改めて竜東線への取り付けとあわせて改良計画を立てていく方向で考えています。

以上でございます。

○3番

(小池 厚) ありがとうございます。

それでは、とりあえず次の2番の竜東線の養命酒以北の事業化について続けてお尋ねをいたします。

現在、飯島町本郷まで供用になっております伊南バイパスにつなげる竜東線の養命

酒の先線の改良、これは、村民初め、特に飯沼地区の皆さんにとっては日常生活を送る上でも早急に改良をすべきと考えます。期成同盟会を通じて県のほうに事業化に向けてのさらなる配慮をすべきと考えているんですけれども、長の考えはいかがかということでございます。これについては、私、伊那にいたるときにですね、飯沼地区の区長さん、紹介議員の方が2名付き添われて要望に来ていただきました。非常に地元の熱意を感じて、事業化ってということでやってきた経過がございますので、そこら辺、ぜひ、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

竜東線、養命酒以北の事業化についてお答えいたします。

主要地方道伊那生田飯田線、いわゆる竜東線は、国道153号を補完する緊急輸送道路として役割と付帯を持った幹線道路であることは衆目の一致するところであります。

長年の懸案であり、関係地域の悲願とも言ってよい竜東線の整備は、竜東一環道路を基本としながらも、紆余曲折を経て、地形等の制約から、一部区間については、天竜川右岸に回避し、伊南バイパスと相互接続してから中川村に入る計画となっております。

昨年12月には、国道153号伊南バイパスの飯島町本郷地区にかけての2.4kmが、暫定、2車線、供用開始になりました。

また、吉瀬地区から伊南バイパスにつながる田切工区の延長1kmの工事が本年度で完成の予定となっております。

そうした中、いよいよ本郷から北組間、約2.7kmの整備を具体的に進める段階にきております。

事業主体である長野県伊那建設事務所では、昨年度から本郷、飯沼間の調査、概略設計を県単事業として始めており、橋梁の仮設位置等についても国道交通省、天竜川上流河川事務所との協議を進めているとのことであります。

本年度については、概略設計をもとに県から説明を受け、ルート案の検討に入ることになります。その際には、主要地方道改良促進対策委員会や地元説明会を開催し、意見集約をさせていただくこととなります。

予定では、来年度までにルートを決定し、27年度からの事業開始を目標に進められているということであります。

村といたしましても、竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会や飯島町と協力しながら、本郷から飯沼に至るルート案をできるだけ早く方向づけるとともに、橋梁の仮説とあわせて北組までのルートを早急に確定できるように引き続き県に要請していかねばならないと考えているところであります。

以上でございます。

(小池 厚) ありがとうございます。

県のほうでもですね、この竜東線につきましては、一定程度、力を入れてやっていくというふうに私も伺っておりますので、引き続き、村のほうもですね、それにこたえてやっていただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

○建設水道課長

○3 番

続けて、関連をするのですが、3番目でございます。リニア中央新幹線開通に向けた広域交通網の整備についてお尋ねをしたいと思います。

ことしの秋に発表になるリニア中央新幹線のルート並びに飯田新駅の位置の確定にも都内まして、いよいよ伊那谷も新高速交通体系に組み込まれることが考えられるわけですが、この機会を利用しまして、広域で、この新交通システムを生かした地域の活性化を急ぐ必要があると思うわけですが、長の考え方をお伺いしたいと思います。

ちなみにですね、一般財団法人長野経済研究所というところがあるんですが、八十二銀行の関係だと思っんですが、その講師の話聞く機会がございました。そのときに、その講師がですね、長野新幹線も金沢の延伸ということで騒がれておりますけれども、その長野新幹線の開業に当たりまして、北信地域でですね、広域全体で、その地域の開発についてまとめることができなかった経過がございまして、そのために、今、金沢までの延伸によってですね、長野新幹線と言っておりますが、その長野がですね、なくなってしまっただけで、単なる長野が通過駅になるんじゃないかと心配する声が出ているっていうお話でございました。これはですね、要するに、時期を逸するとですね、そういった乗りおくれるっていうのがいいか悪いかは別にしまして、やはり、利用できるもの利用するという、そういった、言ってみれば、ずるがしこいって言えば失礼ですけども、機敏にですね、対応するのが必要ではないかと、しかも、それは、単なる村にとどめるのではなくて、地域全体、要するに諏訪まで含めてですね、このリニアに関係した伊那谷全体の発展につながるような、そういった取り組みをするべきではないかというふうに、私、考えるんですが、村のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長

リニアに関連した地域の連携で準備を進めてというふうなお話であります。そのお話に入るまでに、ちょっと、昨日、総代さんについて、ちょっと失礼な物言いがあつたのではないかというご指摘を受けましたので、お詫びかたがたお話を申し上げます。総代さんの皆様方、本当に、それぞれのお仕事を持ちながら、地域のために、一年間、一生懸命、いろんな全体的な目配りをしながら取りまとめをしておられるっていう、そのお仕事の大変さに感謝と、それから、大変なところをやっていただいているという、そういう気持ちの中での発露でございますので、総代さんの皆様方には失礼な物言いがあつたことと、今後も、また、ぜひ地域のためにご尽力いただくことをお願いを申し上げます。

それから、今、本題のほうですけども、リニア新幹線に関しての地域、広域としての取り組みについてはどうなっているのかというふうなお問い合わせをいただきました。

長野県のほうではですね、ご存じのとおり、広域道路網整備基本計画、通称、広域道路網マスタープランというものをつくっておりますけども、これを前提にしてですね、リニアの中央新幹線の間駅が設置されることを受けて、新たに南信地域広域道路ネットワーク計画、そういうものを策定すべく検討委員会を立ち上げております。その計画案というのは8月をめどに策定がされてくるというふう聞いてるところ

でございます。これが、県としても、南信地域としての考え方を取りまとめていく、戦略をつくっていかうという、そういう動きでございますけれども、これに調整をとりながらですね、上伊那の広域連合としても、飯田の国道事務所、それから上伊那地方事務所、伊那建設事務所などにも入ってもらって上伊那地域将来ビジョン策定会議というのを立ち上げております。これは、企画部会と観光部会、それから移住促進分科会、景観部会、建設部会というふうな、それぞれ関係各所が分かれてですね、テーマを持って議論を進めているというふうなことで、こちらのほうは、今年度中、来年の年が明けてから、春先にビジョンというものが出てくる、出していかうという、そういうスケジュールで作業を進めているところでございます。それが広域としての動きになってくるわけなんですけれども、これらの動きに合わせて、村のほうとしましては、2015年度からが総合計画の後期基本計画というところに入りますので、その後期基本計画の策定という中でですね、リニアのことも意識しながら、土地利用のあり方とかですね、道路交通網のこと等々、全体との整合性をとりながら、村にとって一番いい形をつくっていききたいなというふうに思います。

それと、1つ申しおきて、先ほどの過疎代行ですとか竜東線に関しましては、本当に、伊那建設事務所の諸先輩方の、いろんな仕事の蓄積とかですね、後輩へのご指導とか引き継ぎとか、そういうのが、いろいろ本当に代々積み重ねてきていただいたおかげで、いい形に、ようやくできつつあるのかなというふうに思っております、県のこれまでのご努力にも感謝をするしだいでございます。

○3 番 (小池 厚) ありがとうございます。

くれぐれも北信の二の轍を踏むことのないように、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。私どもも一緒になって取り組んでまいっていることを表明しまして、次の議題に移ります。

2つ目でございます。地域の安全・安心のための施策についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、緊急避難施設に設置された予備電源装置の操作説明会の実施状況についてでございますが、これについて、先日、地区の代表、総代さん等にはですね、操作の説明会があったと聞いておりますが、いざというときにはですね、だれもが使えるように、地区での説明会はどのように取り組まれているのか、まず、お伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○振興課長 緊急避難施設への予備電源の設置につきましては、災害時に村指定の避難施設となる社会体育館、それから望岳荘に隣接しております生活促進センター、それから葛島区民会館、それから、災害時に孤立する可能性がある村内6地区の地区集会施設へ平成24年度に整備を行い、機能としましては、災害により停電となった際、発電機を稼働させて集会施設の電源を確保するものであります。

竣工検査、それから完了検査終了後の本年4月9日に関係地区の正副総代への取り扱い説明会を開催しました。

6地区の地区集会施設へ設置したものは通常の電気容量を十分に確保できる6kVAの発電機で、操作もいたって簡単ではありますが、操作手順を誤った場合は、発電機や電気配線、それから電気器具等を破損してしまうおそれというものもあるわけでありす。

また、避難施設としての利用の上では、当然、炊き出しのために電気炊飯器を使用するような場合も、当然、出てくるかと思うんですけれども、電気容量を超えないように2台以内の炊飯器の使用ですとか、その際には、証明や家具、電気器具の使用は避けていただくといった制限などもあります。そのため、発電機の操作は特定の方に行っていただくようお願いしてあります。

なお、地区役員の方などにも取り扱い方法を承知していただく、それから、日常、定期的に運転をしていただいたり管理をしていくために、役員会等の際に発電機を稼働していただくように説明会の際にお願いしてあります。

以上です。

○3 番 (小池 厚) 今のお答えの中でですね、特定の人の操作をお願いするということが、一朝、事があったときに、その特定の人が間に合わないような場合ですね、時間がたてば間に合うかもしれないんですけれども、その場合にですね、例えば夜間等ですね、すぐに電気の確保をしたいときには、やはり、ちょっと厳しいものがあると思うんで、できればマニュアル的なものをつくってですね、どなたが、そこへ、施設へたどり着いたときにですね、すぐに、その発動発電機がですね、操作できるような、そんな形はとれないもんか、もう一度、ご質問をさせていただきます。

○振興課長 マニュアルにつきましてはね、備えてあります。集会所へ。それもいたって、これ、ちょっと縮小してありますけれども、写真入りで、操作としては4点だけなんですけれども、ただ、この順序は、誤ると、ちょっと器具の破損等があり得るという、それから、お願いしているのは、当日、都合で正副総代さんだけに説明をしたわけなんですけれども、正副総代さんから地区役員の方へ広げていただきたいというお願いをしてあるわけです。そうすると、これが必ず集会所の配電版のあたりに設置してございますので、だれでも行って、すぐスイッチ入れるんじゃないかと、一応、役員の方等で、役員もだんだんかわられますので、1年、2年、3年ってたっていくと、熟知した方が増えていくというふうには判断しておりますけれども、このような発電機は、本当は使われないことが一番いいんですけれども、万一の備えでありますので、役員会の際にも、葛島の区会なんかは、役員会の際に動かして、毎回、動かして、それで電気を確保して会議をやっているということもございしますが、そういった使用をしながら機械に慣れていただきたい、そういうことでありますので、よろしく申し上げます。

○村 長 私のいる柳沢も孤立危険集落の1つなんですけれども、春のお祭りのときに、やっぱり、そちらのほうに電気を切りかえてやりまして、つけるのも簡単に切りかえられましたし、それから、意外と、駐車場の外れで10mぐらいなんですけれども、音もですね、非常に気にならない静かなあれで、なかなかいいなというふうな全体的な印象だったかと思います。

○3 番

(小池 厚) ありがとうございます。

私が、ちょっと、そこら辺の関係を勉強してございませんで、すみません。失礼をいたしました。

それでは、その次、2点目ですが、土砂災害防止法に基づく調査及び対策についてということでご質問をしたいと思います。

すみません。私の質問通告書の中で語句が違っておりましたので訂正をお願いしたいんですが、「避難区域」じゃなくて「警戒区域」ですね、それと「特別警戒区域」の誤りでございますので、すみませんが直しておいてください。

これまで、全村ですね、土砂法の関係で、そういった区域等の調査を実施してきたと思うんですが、これに基づき対策がどこまで進んでいるのかお聞きをしたいと思います。

例えば、私のいる渡場地区の集会所ですが、これは、俗にイエローゾーンと言われております警戒区域の中に入っていると思うんですが、こういったイエローゾーンっていうか、区域内に入っている、そういった一時避難箇所とかですね、あるいは福祉施設等に対して、こういった対応方針をお持ちかということをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○総務課長

それでは、地域防災の担当が総務課になっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員のほうから説明がありましたとおり、警戒区域、イエローゾーン、特別警戒区域、これは通常レッドゾーンというふうに呼んでおりますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称、土砂災害防止法、それを受けました防止法の施行令第2条、第3条で、このイエローゾーン、レッドゾーンの規定がされております。土砂災害の防止法の指定状況につきましては、伊那建設事務所では平成25年度から村内での砂防基礎調査、こういったことを行いまして、既存のデータですとか現地調査をもとにして土砂災害のおそれのある範囲を改めて定め、地元へ説明を行う段階にあるというふう聞いております。

該当区域が明らかになったところで、関係部署であります建設水道課、こういったところと連携をいたしまして、地元の説明会の調整ですとか、ハザードマップへの改めでの記載、こういったことをして、住民の皆さんには周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

特に特別警戒区域につきましては、建築物の構造規制や開発行為に対する許可制、こういったことが強い制限がかかってまいりますので、既におうちを建てていらっしゃる皆さん、これを、また建て直そうとした場合には、その時点では、現在の所へ建てるには、よほど、その土砂の災害に遭ったときに何ともないような建物にするか、あるいは別の所へ新たに建てざるを得ないというような制約もかかってまいります。そういった意味で、きちんとした説明が必要というふうに1つは考えております。

現在のハザードマップ上の土石流の危険区域でございませけれども、これは伊那建

設事務所にあります図面を転記をさせていただいて表示をさせていただいているものでございます。

毎年、伊那建設事務所と関係部署、担当課の中で危険区域の現地確認を行っているところでございます。

特に南向地区につきましては、沢筋が多く、また、当然、河岸段丘が非常に多いという村の特徴がございまして、段丘内では、非常に、この、先ほど申しましたとおり、イエローゾーンというゾーンに、警戒区域ですね、入ってくる所が非常に多くなっております。危険区域の網かけをされた部分、こういったものが非常に多くなっておりますので、ある程度の砂防の施設ですとか治山施設が、こういったことをもとにして、それぞれ入っているのが現状であります。土砂崩落、土石流等の災害発生に、一定の、今のところ、歯どめを、こういったものがかけているというふうに解釈をしているところでございます。

それから、气象台及び県からの土砂災害警戒情報が発表された際には、遅滞なく避難勧告、避難指示等の住民への情報を的確に発表していくと方針には、変わらないところであります。

それから、その議員のほうでご質問がありました渡場地区の集会所でございませけれども、これにつきましては、ご指摘のとおりであります。ちょうど、あの段丘の下に集会施設が、地区集会施設が位置しておりまして、ちょうど横にも南沢川という沢があります。まさにイエローゾーンという警戒区域のところちょうどかぶっているところでありまして、非常に心配されている所なわけですが、全体としまして、村のほうでは、各地区の集会施設、あるいは会館であります、こういったところについては、まず、集合待機場所としての一時避難所という指定をさせていただいているところでございます。地域の自主防災組織を中心にしまして、避難勧告や避難指示が出された際は、自主防災組織が、これを中心にして運営をしていただくとということになるわけでありませけれども、土砂災害の警戒情報が発表され、村からの避難勧告、避難指示が出ましたら、この当地区の渡場地区の皆様につきましては、村の避難施設として考えております葛島区民会館、それから、二柿沢を渡ることになるわけでありませけれども、それか、もう少し行って東小学校、社会体育館は、中川橋を超えるか、あるいは牧ヶ原橋を渡るということになってしまいますけれども、こういったものも同時に開催をされますので、状況を見ながら、そちらへの移動の指示等を私どものほうで、というか、災害対策本部での確な時期に出していく予定でございませので、そちらのほうに自主防災組織の移動をお願いをすることで対応して、今のところいかざるを得ないだろうというふうに考えております。

集会施設の危険箇所は、渡場地区に限らずですね、ほかにもあります。例えば葛島区民会館のすぐ横、二柿沢も、言い方は変なんですけれども、警戒区域のレッドゾーンぎりぎりの位置にあることも事実でございませので、こういったことにつきましては、今後も確認を行いまして、国や県などに治水、治山、砂防等の施設設置の要望を引き続き強めていくなどして、対策、防止をお願いをしていくという姿勢を持ってい

るところでございます。

○3 番 (小池 厚) 非常に的確な答弁で、私も村の姿勢に安心をいたしました。

ぜひ、伊那建の担当のほうとですね、この見直し、ハザードマップの見直しを含めてですね、南海トラフ地震の発生が、最近、特に強く叫ばれておりますので、そこら辺、対応を見誤ることのないようにですね、お願いをしたいと思います。

それから、3番目、関連するんですが、緊急時の地域の支え合いマップづくりの状況についてお聞きしたいと思います。

先ごろですね、私、以前に総代をやっているときにあったんですが、支え合いマップづくりというのを各地区で取り組んだと思います。これが、一たん、とまってしまったように記憶しておりますけれども、今回、再びですね、現在、取り組まれているマップづくりの進み具合と、これの活用についてどう考えているか、例えば、実際に、そのマップを使った、総合防災訓練時のですね、援助訓練、あるいは救助訓練に使用るとか、そういったことについてはどう考えておられるのか、村の考え方をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○総務課長 今、議員からご指摘がありました。以前でありますけれども、村内を——村内というか、社会福祉協議会が中心になりまして、各地区で災害時支え合いマップづくりをしていこうということで取り組みをしてまいった時期があります。これにつきましては、災害時の要援護者、弱者と言われる皆さんの安否確認や支援については、だれがどの方を、一番親しい方も含めて支援していくかっていう関係をはっきり見えるものにしていくということで作るものでありまして、これが、いざというときに役に立つという説明の中で進めてきたものでございます。以前、つくった中では、引き続き情報等を更新しながら、毎年、確認をしているという地区で、私どものほうでつかんでおりますのは横前と小和田地区と、あと、地区の中では、そういったリストを持って体制を整えていけるところもあるかと思いますが、私どもの中で確認できているところは、その2地区というような状況になっております。したがって、今現在、これを新たにといいますか、ことしの1月から2月にかけて全地区を回らせていただいて防災説明会をした折に、災害時の要援護者の支援をしてほしいと、いざとなったときには、自分の情報を提供するので助けてほしいという皆さんの情報を出していただいて、これをもとにして、今、それぞれの地区集会施設に回りながら、役員さんを中心にして、新たにマップづくりを、今、起こしている段階です。これについては、毎年、見直しをしていくということで、村のほうでも、そういう方針として持っているわけであります。現在、災害時の要援護者申請数は254名という方でございますけれども、マップづくりを、今、やっているんですけど、改めて、まだ、未提出の皆さんにも提出を呼びかけながら進めているところであります。これを出すことはいいんですけど、やっぱり、実際の訓練の中で、今、どういうふうになっているかっていうと、健常と——健常というかの皆さんが地区集会施設、あるいは集中訓練という形で1カ所に集まって、決められたやり方で防災訓練を行うというふうなことをしている

わけでありましてけれども、そういったところでは、実働訓練、これも大事なわけですが、けれども、1つは、せっかく地区でやったときには、マップをもとにして、毎年、これを、ちょっと話し合いをしてもらいながら、改めて一年、どうだということを確認してもらおうというような機会を持っていくということが、1つ、大事だと思いますし、今、考えておりますのは、ことし、中組・北組地区の該当で総合防災訓練を、今、予定しております。したがって、実際には、マップを使って要援護者の皆さんを、できるだけ——できるだけというか、訓練に参加いただけないかというようなことを、地区とも調整を図りながら、実際に、こういった皆さんに参加をしてもらおうという訓練にできれば持っていきたいというふうな、調整を図っていききたいというふうな考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○3 番 (小池 厚) これについては、行政の主導性がですね、非常に、指導性が非常に重要だと思いますので、せっかくつくったものですね、押し入れの中に入ることのないように、実際に使われるように、引き続きですね、各地区の更新について、現在ですと、今、お話の横前・小和田地区が自主的にやっているようですけども、全地区が、そういったマップの更新をして、ひとり暮らしが増えておりますので、そこら辺のですね、自助、公助、共助、公助ですか、そういったあれがございますけれども、やっぱり、支え合って、1人でも、そういった災害で犠牲になる方が少ない、そういったことを目指すように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、時間も大分押してきましたので3番目へ入りますが、私、選挙のときの公約として挙げた中に、地域力を高めて子どもからお年寄りまでみんなが生き生きと暮らせる、そういった村をつくりたいなということでお話をさせてもらったんですが、この間、取り組まれた2つの企画、ございました。1つは、第6回を迎えた先日のゴールデンウィークのときのなかがわハーフマラソンの取り組み、これですが、非常に、その後、各地区に、各家庭に配られておりますが、この感想ですね、これについて、おもてなしの心のこもった大会として多くの方の感動のアンケートが寄せられていました。一部を読ませてもらいたいと思いますが、

ゴールしたくない大会。初参加。ハーフを走りました。まず、最初に、これから毎年、参加したい大会です。制限時間が3時間30分のため、コースが相当きついのかなと思っていたのですが、確かにきついのですが、終わってみれば2時間を切っていました。きっと沿道の村人の声援とボランティアの方のおかげだと思います。天気、ロケーション、声援も、関係者の方々も、すべてがおもてなしの気持ちも、すべて最高です。ゴールが近くなったとき、終わってしまう寂しさを覚えました。このマラソンは、制限時間を目いっぱい使って走りたい大会です。なので、来年は3時間30分を目標に走りたいです。たくさんの人とハイタッチしたのがとても印象的な温かいすてきな大会でした。

2つとして、

すばらしいおもてなしの心。いつも走らせてもらう環境をつくってもらっていることに感謝しつつ大会に参加しているが、ここまで充実している大会は初めてです。

村全体がこの大会のために一つになっている意気込みが伝わってくる。道案内のためのスタッフ、河川敷に置かれたフラワーズボックス、施設シャワーなどの気遣い、そして、この環境のよさ、青い空、雪渓が残る中央アルプスの山々、新緑、そして走り終わった後のオレンジ、ミニトマト、本当においしかった。ありがとう。この一言に尽きます。

もう1つお願いします。

よい大会ですね。昨年に引き続きの参加となりました。種目はハーフです。大会の運営やボランティアの方々の熱意には感服します。駐車場への誘導、受付での対応、コース上や給水所での声援、応援、ゴール後のねぎらい、どれをとってもすばらしい対応をしていただきました。沿道の声援も多かったですね。村を挙げて大会を盛り上げている姿勢が伝わってきます。「遠いところまでようこそ。」「来年も来てくださいね。」と声をかけられ、「もちろん来年も来ます。」と心に思いながら走りました。コースは、中央アルプスを望む景色がすばらしく、とても気持ちよく走れます。給水所の数、沿道のトイレも十分かと思えます。来年のなかがわ路も楽しみにしています。

こういったアンケート、私も、これを読みながら、思わず泣かされてしまいましたけれども、大会に参加された方が充実した1日を過ごせ、また来年も参加したいと思ってくれる大会になったことは確かでございます。大会を支えたスタッフの皆さん、ボランティアで支えてくれた皆さん、沿道で声援をしてくれた皆さん、こんなに優しい人の村だったことを、改めて、この村を誇りに思いました。そして、こうした感動の生まれる企画を村当局としてどのようにサポートしているのかをお聞きしたい、また、今後どのようにサポートしていきたいと思っているのか、考え方を聞かせてほしいです。

よろしくをお願いします。

○村 長 先に、ちょっと先ほどの支え合いマップのことで、若干、補足しますと、マップづくりは社協さんが中心になって頑張っていたいておって、本当にありがたいと思っています。

名前が出ませんでしたけども、柳沢でもですね、社協としても、こう、系統立って、マップはどんどん更新して最新の情報にしていけないと意味がないので、そういうふうなことの取り組みをしていただいております、柳沢のほうでも、やっぱり、つい最近——つい最近行われた、行われる、どっちだか、ちょっと、私、スケジュール的に行けない日程だったので手帳に書かなかったんですけども、柳沢でも、そういう取り組みが、みんな集まっていうふうなことが行われております。

それで、次に、今、ご質問をいただきましたなかがわハーフマラソンについてですけども、今、ご提示ありました参加者の皆さん方の感想を集めた物、私も拝読いたしました。そこにも、今、お読みになったとおり、いろんな感想、すばらしい感謝の言葉、感動の言葉が並んでいたわけなんですけども、それから、前には、インターネットのランナーの皆さん方の人気投票というふうなこともあって、その中でも、大変、

非常に高い評価をなかがわハーフマラソンは受けていたかなというふうに思います。そんな意味で、日本中ですね、ランナーの皆さん方に、中川村というものの印象をですね、大変高めていただいているというところは、大変ありがたいことだというふうに思いますし、お話のとおりですね、実行委員会の皆さん方、それからまた、たくさんのボランティアの皆さん方の準備から当日の運営に至るさまざまなご努力、ご熱意に、大変頭が下がる思いがございます。

若干とは言うものの、経緯をですね、お話をさせていただかなくてはいけないのかなと思っているんですけども、8年前に村長になってすぐの時期だったかと思えます。村長になった後だったと思えますが、ランナーズクラブの皆さんから、それまでのウォークマラソンだったものをハーフマラソンという形に、格上げといいますか、発展させていきたいんだというような、そういうようなお話がありました。その際、いろいろお話をしながら答えたことを要約しますと、そういうランナーズクラブの皆さん方ですね、さらに発展させていきたいという前向きな気持ちというのは大変心強いし、期待をするし、それから、当然、道路規制とかっていうふうなこともございますでしょうから、計画とか、いろいろ、そういう手続、申請の関係、あるいは告知関係の広報等々というふうなことには、いろいろ、何ていうかな、参加をし、協力をさせていただきたいというふうなことを申し上げました。ただ、そのときに、村のですね、お金を、運営費等々で入れるということ、それから、村の職員を、その業務として——業務としてということは、つまり残業代を払ってっていうことですよ、支払って、業務として、その運営に当たるということは、ちょっとできないというふうなことを申し上げたしだいでありました。常々思っていること、この議会でも何度も申し上げたんですけど、中川村、その単発的な、どんとしたイベントとかをすることよりも、そのレストランとか民宿とか観光農園とか、名物の加工品があるとかですね、そういう、いつ来ても、いろんな楽しみがあったり、こう、来る、中川村の中を回れたりというふうな、そういう、こう、まあ、大きい小さいかといえば、どちらかという小さい魅力がたくさんあるというほうが、それが、しかも、ある時期だけではなくて、年間を通じていろんな楽しみが味わえるという形にして、年間、だからとという言い方は変ですけども、一定のお客様に来ていただけるっていうような形が一番お金も落ちやすい、いつきだけだと、ぼんと来て、そのほかは見えないって言うと、なかなか、ちょっと無理もあるのかなというふうなことで、そういうふうな形というのが、その村の、村としての戦略性としては、そっちの方向を考えたいというようなことも申し上げたかというふうに思います。村として目指していく戦略的な方向性としては、そういうようなことが増えていくようなことを考えていきたいんですというふうなことを申し上げました。ただ、そうは言いましたけども、ランナーズクラブの皆さん方が、先ほどのような形で、大勢の方が中川村で喜んでいただいて、いい汗を流していただいて、こう、イメージを大変高く持っていて帰っていただいた、そのことは、いろんな形で、リンゴとか、農作物の売上等々にも回って、影響が広がってくるのではないかなというふうな形で期待しているところではあります。

どのようなサポートかというふうなことで、金額的なことを、まず、申し上げますと、費用面としましては、県のほうからの元気づくり支援金が、2008年が267万8,000円で、2010年が217万9,000円というのが出ています。村からは、2012年、2011年が例の東日本大震災の関係で中止になってしまったわけなんですけども、2012年と、ことし、2013年、30万円ずつ出ているというふうなことでございます。それから、スポーツ団体連合会からも3万5,000円というのが出ているというふう聞いております。

基本的にはですね、なかなか大変だと思いますけども、支援企業ですとか、あるいは大勢の参加者の皆さん方の参加費等々の中で賄えたら、一番、理想に近いのかなというふうには思っております。

業務命令として残業代出すから行けというふうな形での参加というのは、原則、ないんでございますけども、そうは言っても、大勢の役場職員が、そういうのなしで、もう、役場からの要請とかではなくて、本人の気持ちで参加して、いろいろ貢献を——貢献といえますか、参加をして、いろいろお役に立っているんじゃないかなというふうに感じています。

なかなか、宿泊先の確保とか、それから駐車場の確保、あるいは中川の望岳荘のおふろのシャワーが、なかなか、すぐに冷たい水になってしまったりというふうなところで、なかなか、これ以上、こう、人を増やしていくというのは大変なのかもしれませんが、その辺のところも、いろいろ工夫をしていただきながらですね、今の、今ある心の通う、中川村らしいといえますか、そういうおもてなしのイベントというものがですね、これからも長く存続していくことを大変期待をしているところでございます。

○3 番 (小池 厚) ありがとうございます。

私も、今回、初めて、ハーフの給水エリアっていうんですかね、あそこへ参加をさせてもらったんですが、もう息つく暇もない、顔も見られないくらいな、そんな勢いで皆さん来られまして、本当に楽しそうに走っておられました。また、引き続き協力をさせていただきたいなど、自分自身も走りたいなどは思っておりますけれども、それでは、ちょっと時間がなくなってきましたんで、この2番目、3番目、ちょっと、2は私の意見としてお聞きいただきたいと思うんですけれども、村長もよく言われておりますけれども、最近、村内にさまざまな手に職を持った方が入村っていうか、居住をしてきておまして、その一環だと思うんですが、マラソンと同時開催、アトリエ展というのを開いておりました。こういった企画ですね、同時開催が非常にいいと思うんですけれども、手に職を持った方、あるいは趣味の方、それが、村の文化祭もそうなんです、やっぱり発表する機会を持つっていうことは、1つの張り合いって言えますかね、そういうのになると思いますので、そういった企画を、これからもたくさんやっていただきたいというふうに思っております。

3番目でございますが、ずっと、この間、村のほうでは、若者の定住促進っていうことで、アパートといいますか、住宅を建ててこられました。それは非常にありがた

いと思いますし、特に、中川の地形を見ますと、企業誘致というような、そういった場所がですね、非常に限られているというようなことがありまして、企業誘致の関係につきましてはですね、ぜひ、私は思うのですが、松川町とかですね、あるいは飯島町と連携をしてですね、そういった企業誘致を行うことをですね、働きかけていただいて、ついては、そこへ通う若者がですね、中川から、その住宅から通ってもらえれば、これは、いいわけでございます、そういった、その関連性を持たせた、そういった企業誘致ということはどう考えておられるか、ちょっと考え方を聞いて、最後にしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○村 長 確かに、たまに、8年間の間に、ほんの数えるほどですけども、企業からの問い合わせというのはあったんですけど、なかなか、いろんな条件が決まらずに実現をすることができていないというような、雇用に、大きな雇用に結びつくような話にはなっていないというふうなところがございます。そういうところで言うと、これまでも、いつも言っていた中川村のよさを生かして、その中川村の村民の人が自分のやりたいこと、夢、あるいは得意なところを生かした形で、中から、こう、いろんなものが生まれてくる、内発的というふうな発展というふうに繰り返し申し上げてきていることなんですけども、そういったものを、先ほど言ったとおり、小さくてもたくさん増やしていくことがいいのかな、そういう意味では、先ほどおっしゃった工芸作家の皆さん方のいろんな取り組みというの、大変おしゃれでセンスのいいのがあって、今回も、女性の、若い女性のグループがですね、みんなで1つの車でぐるぐる回っていらっしゃったりっていうようなことも、何回か回っているうちにお会いしたというふうな感じがあって、熱心な方々を呼び寄せていて、そういう、こう、センスのいいアーティストが集う村っていうのも、また、非常にイメージを高めてくれているんじゃないかなというふうに、そういうのに期待して、また、そういうアーティストの方を呼び寄せていただけるような形になっていくとうれしいなというふうに思っています。そういう形の内発的なものもですし、今、おっしゃったとおり、近隣との——近隣に工場誘致とかがあったときに、何か中川からも、何か——何かの応援が中川とあってですね、中川からもちょっと一言かけてくれよみたいなお話がありましたら、もちろん、こちらとしても動いていきますし、現に、中川村の方々に、飯島町、あるいは松川町等々のですね、ところに勤めていらっしゃる方っていうのは大変多くございますから、そういうものが広がっていくように、ただ、こちらからがんがんっていう話でもないかと思しますので、そういうふうなことを、あったら声をかけてねというふうなことは、また、それぞれの町長さんにお話をしながら、要請のあったときには積極的に動いていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○3 番 (小池 厚) ありがとうございます。

ちょっと、最後、ちょっとしり切れトンボみたいになってしまいましたけれども、今回は、3点、ご質問をさせていただきました。新米議員で、ちょっと慣れない質問をさせてもらいましたけれども、ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長 これ以小池厚議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番 (大原 孝芳) 私は、まず、2問、質問させていただきます。

まず、最初に、道州制導入についてどのように考えますかという質問をしたいと思
います。

まず、道州制については、なかなか細かい情報が入ってきていないのが現状かと思
います。村民の皆さんも名前は聞いたことがあるとは思いますが、なかなか、道州制つ
てどういうものだろうか、そんなこと、非常にわかりづらいというか、情報が非常に
少ないと、そういう現実の中で、私は、この質問を通して、道州制というものがどの
ような仕組みになっているか、また、どのように進められて、これから論議されてい
くかというようなことを村民の皆さんにもわかっていただきたい、そしてまた、行政
でもしっかり認知していただいて、それに対して対応していただきたいと、そんな思
いでこの質問をさせていただきます。

最近、新聞紙上で、まず、発表されたことにつきまして申し上げますと、これ、私
は信毎で見たんですが、先月の26日の紙面でございます。道州制の、まず、与党であ
ります自民党、それから公明党の道州制基本法案の骨子案というのがございまして、
それを国会に提出をすると、そういう段取りになっているそうでございます。そして、
それを受けて、県においては、県の職員の産業部会等を行ったと、そんな報道がされ
ました。

この道州制基本法案というのは、どういう性質のものかといいますと、それが国会
に提出されますと、それが通過しますと、首相は、その具体的な制度設計の検討が首
相に義務づけられると、そういった趣旨なものであります。したがって、今回、参議
院選が7月に行われるわけでございますが、今は、道州制のものについては余り多く
は語られていません。今回、参議院選の1つの大きな話としては、TPPの問題、あ
るいは96条の問題、そういったことが国民の多くの間には議論されていますが、道州
制のことは影を潜めているのではないかと思います。

しかし、参議院選が終われば、当然、結果、出た後には、数の論理で道州制問題が
大きくクローズアップされていくのではないかと、私は、そんなふうに考えています。

そこで、村長にお伺いしたいのは、道州制の、こういった手続が進むことによって、
村、中川村について、どのような影響があるか、また、私も非常に聞きかじりみたい
なレベルでしか情報を得ていませんが、先ごろ、町村会、全国町村会ですか、議長の
ほうからもいろいろ資料をいただきまして、にわか勉強をしたわけでございますが、
村長の今の認識、あるいはまた、この村が、例えば、道州制というものが、そうい
った制度が進むと、この村にとってどのような影響があるかといった、今の現在の認識
で構いませんので、お伺いしたいと思います。

○村長 道州制について、今朝の新聞ではですね、5年後に、それを、ちょっと、私も、ぱ
らぱらとしか見ていないんですが、5年後に道州制をやるとというのが明言、言葉とし

て入っていたのを、5年後という期限を外した——外したというか、隠した、文言か
ら消したというふうな新聞報道がありました。それは、なぜかという、地方、いよ
いよ、その実現かというふうになると、地方のほうから反対の声がどんどん出
てきたので、今度の参議院選挙に不利になるから、そういう、こう、5年後に、もう、
やるんだみたいな言葉は、ちょっとトーンを抑えましたというような、そういう内容
の記事だったかというふうに思います。

町村会のお話もありましたけども、全国町村会も、毎回、町村長大会等々で道州制
に対しての反対という決議を出し続けております。

道州制の話の中で出てくるのは、一体、だれが何のために、これをやろうとしてい
るのと、どういうメリットがあるんだと、だれに対して、我々にあるとはとても思え
ない、じゃあ、にもかかわらず、これだけ道州制というものが、ある意味、力づくみ
たいな形で進められるのは、それによってメリットをこうむるのがどこかにあるんだ
ろうなというふうなことで、そのことがきちっと明確に、ここで、こういうことで、
こういうメリットがあるから、これは、やるべきなんですよという形じゃなくて、道
州制ありきみたいな話で、事が、話が、どんどん進んでいくというふうなところで、
一体全体、これは何なんだろうかというような、そういう疑心暗鬼というか、不信感
というか、そういうものが町村会の中でもあるのかなというふうに思います。

道州制というのは、私も聞きかじりなんですけども、もともとは、明治時代まで、
もう、さかのぼれるような、古い、そのテーマだというようなお話を聞きました。か
つては、その地方自治というのは内務省が——地方自治じゃなくて、地方行政は内務
省がコントロールしてやっておったということで、内務省コントロール下の行政に対
して、国の仕事をさせる、下請けとしてさせるというような仕事のやり方があって、
それが受託事務というような仕事を、国の仕事を地方自治体が受けてやるという、依
頼されて、今でも、そういう、その名残っていいですか、その傾向の仕事はたくさん
あると思いますけども、そういう形で、内務省の下にある地方の出先を使っていくと
いうやり方が1つあって、もう1つは、内務省の出先じゃなくて、国が、国の省庁が、
例えば建設省が、自分の出先を地方につくるという、例えば地方整備局っていうふう
な形で、中央の省庁が自分自身の出先を地方につくるというやり方、国の自治省の、
内務省の出先を使うんじゃないかと、自分の出先を使うっていうやり方という、大きく
2つやり方があるというふうなことでございます。ほかにも、もうちょっとあるわけ
なんですけども、2つの、大きく分けて2つの流し方があるというふうなことで、そ
の中ですら、道州制っていうのは、その各省庁が置いている、その、例えば建設省
の、その地方ごとに置いている、そういう整備局というようなものをですね、ほかにも
いろいろあると思います。その国の各省庁が置いているものを、全部、道州に押し
つけてしまう、道州に切り離して、道州に渡してしまう、だから、人と仕事を国から
道州のほうに、その分を渡しちゃうと、けども、その分の財源については国のほう
で丸く渡さずに、大方は国のほうに残しておくという、国のほうの財源の厳しさを、
仕事と人を道州に押しつけることによって、国の財源のほうだけを確保していこうと

というのが1つの目的ではないかなというふうな分析、当たっているかどうかは知りませんが、そういう深読みのお話を聞いているところでございます。そういう財務省的な、国の財政の非常な赤字を何とかするための1つの仕組みではないかというのが1つの読みでございます。

もう1つは、道州制、このほうが中川村にとっては非常に影響の多いことなんですけども、ずっと、道州制にすれば、基礎自治体、市町村というようなものを250にするとか300にするとかってというような話がずっと一緒について回っています。だから、国があって県があって市町村があるっていうのを、国があって道州があって、その下に250か300の基礎自治体がある、それが信濃か、何ていうのかわかりませんが、ですから、250、日本全国にある市町村を250とか300にするということですから、当然、強制的な市町村合併というものがセットになってくるかと思えます。だから、それが、そのサイズの250とか300っていうことになってくると、上伊那では済まんのかもしれないし、伊那谷全部が1つの市っていうふうな形になるのかもしれない。そうなるかとですね、道州制は地方自治だといいますけども、強制合併で、その無理やりくっつけるというふうなことです。有無を言わずという形、主体性にかかわらずというふうな意味ですから、地方自治どころの話じゃなくて、反対のことかなというふうに思えます。もっと言うと、その強制、合併しない、あるいはできない自治体に関しては、窓口自治体にするという、そのまま残ってもいいけども、何をやるかっていうのは、窓口業務だけ、国から与えられた窓口業務、最初に申し上げた、その内務省のころと同じような形ですよ、戸籍の管理とか住民票の発行とかですね、そういうような国から与えられた仕事だけを窓口業務だけをする自治体にするんだと、合併しないちっこいところはというふうなのが道州制の議論の中で出てきています。それは、言ってみれば、今の大きな市のある支所の仕事と一緒になんです。支所にされてしまう、もし、何とかしてでも嫌だから残るって言うても、残ったとしても、支所業務だけしかさせてもらえないような、自分たちの地域をどういうふうにしていこうか、あるいは、災害時にはこんなふうなことも考えて対応しなくちゃいけないみたいなことを考えたって、それを実行する手立てを持たない、単に書類の受け付けとか証明書の発行とかしかできない支所的なものにしかないような、そういう、その小さい町村の扱いというのが、その中に含まれているということで、ですから、本当に、その地方分権どころかですね、自治の剥奪、自治権の剥奪という、大変、そういうニュアンスがあると思います。このこともですね、市町村合併を、それだけ大きい自治体に、基礎自治体を大きくしてしまえば、行政効率がよくなって、地方交付税が下がる、今度の合併でもそうですよね、市町村合併すれば、職員の数も議員の数も減らせるから、地方交付税は少なくて済むだろうというのが合併、平成の合併の本当のねらいだったわけなんですけども、そういったことがここでもねらわれているのかなというふうに思えます。だから、住民にとっては、本当の暮らしについては、余り考えていない、そういう国の財政上の都合っていうのが大変大きいのかなというふうに思っています。

それから、財界もですね、大変、道州制を推進をしているというふうなことがあって、その1つは、やっぱり、そういう国が安い、何ていうかな、小っちゃな国にできるというふうな、だから税金が安くて済むのではないかというのが1つの腹としてあると思いますし、もう1つは、企業が——企業っていても大企業が、グローバル企業が大きな生産工場をつくらうとしたときに、それをどう輸出するかという道路とかインフラとかですね、港とかのインフラとかが必要になってくる、自分のところの開発だけでは済まん、その辺の話をするのに、今の県レベルでは、あちこち、いろんな話を、手続をせにゃいかんくて、大変面倒くさくて手間がかかるから、それが道州で大きなまとまりになれば、スムーズに対応ができるからというふうなことも言われています。これも、本当に企業サイドの都合かなというふうに思うところでございまして、住民の都合では動いていないというふうに思っています。

だから、道州制で、規模とか効率とかではなくてですね、本当に私たちの地域の個性、歴史とか文化とか、そういう地域ごとの違いみたいなものを大事にしながら、その中で暮らして、お祭りをやったりして、思いやりながら暮らしている、この地域の独自性、独自の文化、歴史、伝統、そういったものに根ざした我々個人個人の生きたい生き方というふうなものを大事にするような暮らしじゃないと、大きくなれば効率がいいとか、コストが下げられるとか、そんなふうなことばかりでですね、事を進められていったら、本当に地域の自治そのものが壊されていくというふうに考えているので、今後も、この町村会を初めとしてですね、ほかの町村とも声をそろえて、道州制については反対をしていきたいなど、大阪とか、あの辺は、東京に対抗するためにみたいなことで、関西州みたいなところ、財界ともども、大阪の一部、政治家の方々は、主張していらっしゃる方もいらっしゃいますけども、それは特殊な例であって、一般的には、それぞれの地域を守っている基礎自治体の皆さん方は、道州制には反対だというふうに思っています。

○6 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうから問題点が、この中川村に対してどのような影響があるかというようなことでお話があったわけですが、私たちも、いろいろ文献なんかを見ているときに、今、村長が言われたように、中川村は、村長が1期目から合併をしないで自立していこうって今日まで頑張ってきた経過がございまして。しかし、また、道州制という問題によって、平成の大合併と同じようなことを、また繰り返されてしまう、それで、今、村長の言われたのは、あのときには、まだ任意でよかったと、つまり、合併しなくてもそれで済んだんであるが、今回、道州制が施行されると、強制的に合併されてしまうと、私も、そこら辺、なぜ強制的に合併されるかっていうところを見ましたら、つまり、文言では強制合併とは言っていないんですけど、例えば、今、県でやっている事務手続を基礎自治体にやりなさいと、そうしたときに、基礎自治体は、当然、そういった能力がないもんですから、できないと、つまり、それを口実に、じゃあ、あなたのところは基礎自治体の能力がないから、あなたは資格ないですよって言って、結果的には、強制、合併せざるを得ないっていうね、1つのそういったストーリーをつくりながらですね、やっていくっていうような、そんなような言い

方をしているところもございました。

それから、村長の話の中でもありましたように、そのくくりが、例えば、私たちの村は5,000人でございますが、20万とか30万になるようなことを言っていますね、そうすると、長野県に20~30万人の都市なんてね、本当に幾つもございます。したがって、もう、全国町村会が反対するのはごもっともですし、また、何で、村長は、今、道州制を引くメリットがあるかっていうようなことの、今、お話をいただきましたが、例えば道州制について、私たちが本当に、普段、目にするような新聞であったり、また、さきの衆議院選挙の中で維新の会が道州制を大きく取り上げました。それから、みんなの党、あるいは民主党でさえも、いい、そういったことがいいと、当然、自民、公明は、多くの議員が賛成していると、そういったように、地方から見ると、全然、何ていうんですか、私たちのことはどうなっているんだろうと、つまり、中央から見て、私たちの小さな村はどういうふうに見えるんだろうみたいな、本当にやるせない気持ちになるわけでございます。

したがって、私は、今回、こういった問題は、村民の方に、ぜひ、これから、きょうも、私は新聞を見ていませんが、出ていたそうですが、その道州制っていうのがですね、ひとり歩きしていってしまうと、本当、情報もなしに、そういったことが大変危惧されるわけでございます。したがって、行政の皆さん、特に村長は、そういった会合にたくさん出られているものですから、情報は、一般住民よりは、当然、多いわけでございます。したがって、マスコミで発表される以外にもですね、ぜひ、村民に向かって、些細なことでもですね、そういった村民益にならないような政府の動き、あるいは、そういった、何ていうんですかね、情報がございましたらですね、いち早く村民に知らせて、これから、この村はですね、将来、こんなに一生懸命、合併をせずに頑張ってきた村がですね、一瞬にして国の都合で崩壊してしまうという、そんなみじめなことは、絶対、私たち、また、行政マンも、願っているわけではございませんので、いち早く、そういった情報をですね、流していただくと、また、議会においても、議長は中央へ行っているんな勉強をされているものからですね、私たち議員も、当然、敏感に、そういうことに対して反応しなきゃいけませんし、まずは、住民の皆さんに、やっぱり情報を、つまり、道州制ってどういうものかということですね、今、村長、言われたように、もう、ぜひ、どういう体質のものかということ、ぜひ、理解していただいていることが、私は非常に重要だと思います。

それで、2番のほうでございますが、村長は、TPPの問題、また、反原発、あるいは、そういった面で、非常に高い見識を持って活動されています。したがって、こういった問題もですね、ぜひ、これについては、各市町村長たちも、本当に大きな見解の相違はないんじゃないかと思しますので、非常に、政府が、そういった動きになったときにですね、町村会、あるいは、いろんな、議長会等とも連携しながらですね、ぜひ、村民を守っていくと、中川村民を、まず、そういったところに追い込まないと、そういう意味で、そういったことが出てきたときにですね、村長としてどのような行動をとっていかっていくことがベターであるかと、そこら辺を、ちょっとお聞きしたい

○村 長

と思います。

いろいろ情報発信をというふうなことで言われましたんで、この場をお借りして、いろいろ長野県の町村長の集まりなんかで話していることを申し上げますと、長野県は、そもそも道州制の、何か、国のほうの進めているところではですね、新潟とか群馬とか、そっちとくつついたような形の区割りになっているんですよね。今は——今はって、この間、発表されたのがそうだったんですけども、でも、国交省さんなんかは、中部治政の管轄で物事を考えていくというふうな方向になっているし、各省ですら、いろいろ考え方が違う、それはね、先ほど申し上げた明治からの歴史っていうのがあるんでしょうけども、そういうふうと考えていくとですね、各町村長の話だと、木曾谷とか伊那谷とかは、名古屋、中部道、中部州を思うだろうし、それから、町村会長さんのいらっしゃる川上村とかですね、あちらの山梨県に近いほうはですね、東京と一緒にくくりっていうふうなことを、当然、考えるだろうし、長野とかはですね、新潟とか、あちらのほうと一緒にやっていったほうがいいというふう考える、もし、ながのけんが、もしね、新潟とか群馬とかとなったら、伊那谷なんていうのは、本当に一番端っここの端っこになっちゃって、多分、そんなことは納得しないでしょうから、多分、そういう意味で言うと、本当に道州制というものがなったときには、長野県、だから、信州として1つ残るんだということを行った人もいらっしゃいましたけども、かつて、長野県というのは、そういう川の流れの、水の流れに沿って、南に行くのと、長野県が分断されてしまうよなあと、そうなったときには、そのほうが自然でいいかもしれない意見が、町村長の間では、酒飲み話では出ているというふうな、そういうような影響ということも、多分、本当にやるとしたら出てくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、先ほど申し上げたとおり、どういう対策がというようなことでいけば、声を上げていく、声を重ねて、一緒に声を上げていくというほかないかと思えますけども、先ほど、ちょっと言い漏らしたんですけども、その道州制で、その規模とか効率の考え方とはまた、その対極にあるものとしてですね、例えば、美しい村連合の上勝町のいどりっというはっぴビジネスなんかね、おばあちゃん、おじいちゃんたちが頑張って、地域の小まめなことをしながら、みんなの生計が豊かになっていくっていうふうなことをやっているし、馬路村っていうのも美しい村連合ですけども、あそこは、馬路農協っていうのが単独の農協であって、そこが頑張っていると、今、どうも、高知県全部がですね、1つの農協にしようっていう話があって、馬路農協の組合長さんは、それは、2つの農協がいいんじゃないかなあみたいなことを、この間、美しい村連合で話を聞いていて、2つの農協っていうのは、馬路村農協とそれ以外というようなくくりという、それぐらい独立心が強くて頑張っておられる、そういう、やっぱり、地域の特性みたいなもの、特徴みたいなものに、目指しながら、その中で、自分たちは、その個性を生かして何ができるのかみたいな発想、そういうふうには、中川村も、頑張ってですね、やっぱり、そうは言っても、もうちょっとみんなが楽しく、少なくとも、別に交付税が要らないような自治体になれとは、全然、思わな

○6 番

いですが、少なくとも我々自身が手ごたえを感じながら、いろんな人に喜んでもらって、経済的にも、ぜいたくはできなくても、ある程度のゆとりを持って人生を満喫できるような、胸を張って暮らしていけるような、そういうふうになるということが、その独立心を維持するためには必要かなというふうなことを思います。

(大原 孝芳) 私たちも、一応、反対の立場ではいますが、やっぱり、大きな権力のもとでやっていくことは大変なことなんです、TPPもですね、相変わらず、中川村ではですね、村長が先頭になってですね、反対をしたにもかかわらずですね、それから、今のような状況があつてですね、非常に、向こうも、しつこくですね、国益とは言いながらですね、やっていくと、したがって、私たち議会もですね、皆さん、行政の皆さんとも一緒に、この問題を、本当に真剣に討議しながら、本当に村民益に向かってですね、この問題について問題点を共有していくと、そういうことで進めていっていただきたいと思ひますし、また、お互いに協力していくことが大事だと思ひています。

じゃあ、次の問題に、質問に入ります。

2問目は、村内において自然エネルギーをどのように推進させますかという質問をさせていただきます。

自然エネルギー、循環型社会の構築といったような、そんな問題で、過去に、私もそうですし、多くの議員からも質問がされてきています。また、先日も、そんなような質問がされました。

今回、村長は、3期目に向かってですね、今まで、きのうもご答弁があつたんですが、私も、いろいろ話を聞いている中で、例えば、補助金をつけることだけがですね、そういった取り組みではないし、また、村長の言われることも一理あるなど、そんなふう理解しています。

それで、中川村としての5次総合計画なんかではですね、来年、26年度までの基本計画の中で、当然、そういうこともうたっていますし、過去にさかのぼれば、私も、ちょっとかかわつたんですが、バイオマスですね、エネルギーについて、村長が就任されるちょっと前ですかね、のときに、村も少し、1回、関与しまして、私も、当時の先進地で、岩手県の、増田知事が、まだ知事だったころに、葛巻町っていう町がございまして、そこは、もう、本当にバイオマスの先進地でございまして、私たちも行つてまいりました。それで、そこは、やっぱり、増田知事っていう方がですね、当時の、非常にご熱心で、それから、あそこの岩手県っていうのは、非常に山林が多くてですね、非常に、その林業に対する1つの、何ていうんですかね、出口を——出口っていうか、入り口と出口ですかね、そういうのを非常に探していた時期がございまして、それで、バイオマスにいち早く取り組んだっていう経緯がございまして、それで、その、また、先進地っていうのが、やっぱりスウェーデンあたりですかね、北欧が、やっぱり先進地でございまして、それも、また、当時の県知事であった田中康夫知事のときにですね、彼は、スウェーデンあたりに行つて、いち早く、それを見て、非常に、今、バイオマスに興味を持たれて、それから、国のNEDOを通じてですね、非

常に研究に入つてきたと、それで、その結果として、長野県では、初めて上伊那森林組合で、NEDOの補助金をいただきまして、ペレット工場をですね、いち早くつくと、その延長線上に飯田、下伊那の森林組合も同じようにつくつてきたと、それで、私は、その経緯をずっと見る中で、やっぱり、何ていうんですかね、お金が、当然、大きなお金が必要なもんですから、しかし、時のトップがですね、相当、そこに力をですね、つまり、思い入れがあるわけですよ、そういうことをしたいという、それから、当然、それについてNEDOといういい、たまたま国の、そういったサポートする組織があつたという、そんなような経緯がございまして、当然、震災前ですから、当時、その温暖化をどうしようかという時点で、そういった循環型の社会、あるいは新エネルギーについて学ぼうという、そういう時期でしたね。だから、きのう、村長、言われたように、その後、今の状況っていうのは、震災後の状況っていうのは、それは、脱原発であるがためにエネルギーをどうこうって、村長、きのう答弁されていましたが、確かに、そういったものではなくてですね、もっと息の長い新エネルギーっていうのがですね、もう、過去にずっと論議されてきました。しかし、ここへ行つて、その脱原発のことがございまして、加速はしていると、そういった、私は、経緯をたどっているし、また、そういった認識を持っています。

それで、村長が、今回、選挙中に、そういったようなことを述べましたので、私は、何ができるかなあと思つて考えたときにですね、例えば、各地域にですね、例えば、私は、もし、小水力で言えばですね、例えば、各地域の村民に向かって、こういった、何ですか、うちの近くに小川が流れているんだけど、これって電気が起きるかねえ？とかですね、何かですね、村長、私が、以前、質問したときも言ったんですけど、もう、きちんと目的、使う目的があつて、きちんとですね、1つのプロセスをね、きちんと把握できただけじゃ、なかなかね、職員は使えないとかですね、そういうことに対して投資はできないっていうようなお話を私の答弁にされたんですけど、しかし、その、何ていうんですか——何ていうんですかね、啓蒙っていうんですかね、つまり、みんな少なからず新しいエネルギーに対しては興味を持っていると思うんですよ。それで、今の状況っていうのは、余り、きのう言われたように、電気を余り使っちゃいけないとかですね、それから、今の原発についてもですね、少なからず、このまま行けばいいなんて思っている人は、私は、推進派でもね、このまま行けば大変になるぞと思つているわけなんです。しかし、現状の経済的なものを、あんたの、例えば、原発で働いている人の食いぶちをどうするのっていったときにですね、それは、認めざるを得ないようなね、そういった論理ではね、この問題っていうのは、もう、到底、解決しないんです。したがって、長居スパンで、当然、エネルギーの問題って考えていかなきゃいけないんですけど、私たちの身近の中に、今回、いろんなですね、地震以降、3・11以降、いろんな問題を提起されてきているわけなんです。

したがって、私は、きのうの答弁でも補助金は、そういったことはしないと、それから、公共的なものにも、していくのもいいでしょうと言つているんですけど、何か、やっぱり、村においてね、そういう興味ある人たちをですね、少し吸い上げるっ

ていうんですかね、それが、じゃあ、NPOだとか民間の企業が、興味ある方は勝手にやりなさいとかっていうんじゃないで、もう一步ですね、行政が、こういうことがありますよっていう、何ていうんですかね、県の、きのうも専門家を連れてきてどうこうとか言っていましたよね。村内、村の職員には詳しい方がいらっしゃるから、それもいいと思うんですけど、何かね、そういう受け皿を、村の中にね、つくってあげて、それで、もし、興味ある方とか企業がですね、メガソーラーをやりたいとか、おれは、あそこの水力、あの水路、あの土地改の大きな水を発電して商売にしたいとかですね、そういったときに、果たして、今、うちの村の中にですね、それに対して、こう、話を聞いてくれるね、住民課が、多分、当時、やっていたと思うんですが、果たして、そういう窓口があるのかなってというようなね、そういう思いもございまして、村長の、これからのね、新しい3期目の就任に当たってですね、何か、補助金の話は結構ですので、何か、そういう、村民に対してですね、こんなことを考えたらどうだとか、何か、ちょっとヒント的なものをね、ちょっと言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 まさに、それに当たるかと思うんですけども、選挙公約でも申し上げたし、それから、昨日もご質問を受けて申し上げていたところの、いろんな個人で、その屋根に置いて売電してってというような話じゃなくて、小水力でもいいし、それから、発酵ガスでもいいし、特に太陽光でもいいのかもしれないんですけども、そういう、グループとして、その先進的な意義のある取り組みをしたいというようなものについて、いろいろプランを出していただいて、こういう計画で、これぐらいのコストがかかって、これぐらいの発電量があって、こういう効果がある、発電的にはあれだけでも、例えば、生ごみがなくなるとかですね、そういうことだとして1つの効果でしょうし、そんなふうなところのプランみたいなものを提供いただいて、どれぐらい雇用が生まれるんだとか、地域経済にこういう影響がある、電気代がこれだけ出ていくのが、出ていかななくなるとかですね、そういうふうな、いろんなことがあり得るかと思うので、そういう、こう、計画みたいなものをつくっていただいて、それを、だから、これだけ何とかならんかみたいな話をさせていただいて、それについては、かなり専門的な中身になってくるし、実現可能性なんかについても、やっぱり、それは、その専門家の方に判断していただきながら、また、改善点も提案をいただきながら、本当に、じゃあ、やろうという話になったときには、そこに支援をしていって、最初の立ち上がりの部分なんかは、何がしかの支援をするというふうな形をとりたいというのが、グループでの自然エネルギーの取り組みへの支援っていうのは、そういう意味です。ただ単に、これだけ発電して、これだけ売って、これだけもうかるからっていうだけじゃなくて、いろんな環境をこれだけよくするとか、雇用をこれだけ生むとか、お金の流出を防ぐとかですね、いろんなことも含めた形で提案していただけるのを期待していて、そういう、だから、自然エネルギーが新たな雇用の場になったりとか、地域の、中川村らしさを生かした形での、何か糧になっていくようなことを考えていただけたら嬉しいなというふうな、それがどれぐらい出てくるのか、幾つもの、ぼんぼんぼんぼん手が挙

がるとは思えないんですけども、1つでも2つでも、そんなことができたならうれしいなというふうに思って、そういう制度をつくりたいというふうに思っています。

まだ、詳細については、まず、アドバイスしていただける方を見つけて、その方と詰めていくような形になるかと思います。

○6 番 (大原 孝芳) 今、村長が言われましたので、そういうふうで、もし、あればですね、もし、専門家の方がですね、もし、いらっしゃれば、私はね、地域からですね、そういったものが上がってくるにしてもですね、私は、余りにもね、例えば、本当にやる気のある方々はですね、自分で調べてですね、いろんな会合へ出席して、それで、本当に取り組んでいきますよね。それはね、自力でやりますよ。しかし、私は、もうちょっとね、何ていうんですかね、村民の中に、まだね、それを知らないがゆえにですね、知らないという言い方は失礼なんですけど、情報がですね、少ないがゆえに、そういう発想力がないとかですね、そういう方が本当に多いんじゃないかなっていうふうに考えています。それで、私は、本当に、底上げをするためにね、村民、全部が、そんなことにね、ノウハウを持ってほしいっていう話じゃないんですが、それにしてもね、ちょっと、いろんな地域ですね、活動を見ている、中川で、例えば、いち早く飯沼でやられた方もいらっしゃるし、そういう方もいらっしゃるし、水力ですね、小水力をやっている方もいらっしゃいますが、そうは言ってもですね、まだまだね、中川村の村民のレベルっていうのは、相当、低いんじゃないかなという、失礼な言い方ですが、そういうふうに考えています。したがって、もしですね、そういう専門的な知識を持った方がですね、村長のお考えのように、そういった方を頼んでもですね、やるんでしたら、まず、そういう情報をですね、きちんと、例えば、中川村で考えられるエネルギーのね、可能性についても、私、村でね、本をつくりましたよね、新エネルギーに対する、そのビジョン、指針的なものをつくったんですが、より具体的にですね、何ができるかとね、この村で、それで、例えば、私たちが、本当に、議会で、最近、見てみたのは、北杜市ですね、震災前に、早くに土地改の大きな水を引いて、もう、大きな発電をして、それが、現在は、その北杜市は潤っているわけですね、その売電で、その当時は売電なんてできなかったもんですからね、施設に使うことで、それから、NEDOでやったメガソーラーにいち早く手を挙げてね、そこをお貸し、つまり、土地を出すことによって、それから委託を受けて、今ではですね、全部、戻されちゃって、自分の北杜市のものになったそうです。しかし、その売り上げもね、数千万円って言って、今になれば、本当に、北杜市っていうのはね、エネルギーによって税が潤っているっていう、そういうまちでした。そういうふうでですね、私は、それじゃあ、中川村が、そういうふうになることを願っているわけじゃないんですが、やっぱり、行き先はですね、やっぱり、こういう急峻な土地の中で、やっぱり水力であったり、風は、ちょっと、なかなか難しいんでしょうが、太陽光であったりですね、可能なものについてはですね、やっぱり、村民も、その中に一緒になって、その自然のエネルギーを享受して生きていくっていう、村長の思いそのままだと思うんです。したがって、ぜひですね、何か、私の提案ですと、そういった方が、

もし、いち早くですね、いらっしゃればですね、つまり、村民をね、やっぱり教育していくと、そういうような企画なんかもですね、ぜひ考えていただいて、エネルギーについてですね、よそに行けばね、いっぱい聞くことはできると思います。私たちだったら、長野に行ったり、したり、いろんなところで聞いているんですけど、なかなか、村民も、そこまで足を運んでいただけないと思いますので、ぜひ、5次計画にもですね、総合計画にも、しっかりやっていくってうたってあるものですからね、ぜひ、そういうところにもね、予算を使っていただいて、ぜひ、村民の方々と一緒にですね、そういった、その、まず、ベースである情報をですね、共有していくっていうことを、まず、進めていっていただくことがいいんじゃないかと思って、今、村長のお話を聞きながらですね、考えたんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○村長 現時点、具体的にどなたについていうふうなお話は、まだ、まとまっているわけではないので、いかんとも、何とも、はっきりしたことは申し上げられませんが、いい方にね、そういう形で携わっていただけるということになれば、それは、いろんな形で、村民の皆さん方とも接点を持ち、いろんな勉強の機会とかも提供していただけるんじゃないかというふうに思います。

○6番 (大原 孝芳) ちょっと、じゃあ、最後になります、ちょっと、私、2番目に書いたんですけど、私どもの集会所なんかですね、パネルを置いてですね、きのうも話が5番議員から出ていましたが、ちょっと、まあ、夢物語っぽく、屋根へ乗せればですね、自分の住宅はね、でも、あれだけ、公共の場だったらね、非常にみんなから理解されるんじゃないかっていうようなね、私も、地域の人にですね、お金はなんぼかかるかわからんけど、まあ、みんなで集会所の屋根にですね、発電して、当然、地域のね、電気料は、そこで賄うし、それで、さっき言ったように、普段、使っていないものですからね、余った電気はね、売ってみようかなんてね、そんな、飲み会にそんな話も出したりするんですが、例えば、きのうもちょっと出たんですが、そういったものにですね、例えば、その制度的なね、補助とかですね、そういったものがうまく合えばですね、住民の方も、例えば地区でね、じゃあ、少しお金、みんなで出し合っただけ、みんなでやってみようとかですね、そういうようなレベルの話で申しわけないんですが、そんなようなことってというのは考えられないでしょうか。地域の人たちも、当然、お金をかさねないといけないと思うんですが、何かちょっと補助があってですね、やると、何か少し話が前へ進むんじゃないかなというように、そんな浅い考えでお話をさせていただいているんですが、いかがでしょうか。

○村長 基本的に売電収入を地区が得るために地区が設置することに補助をするのはどうかというふうなお考え。

○6番 (大原 孝芳) 地域も、個人は個人ですもんね。

○村長 ちょっと余り考えてなかったんですけど、きのうも、ちょっと申し上げたように、太陽光パネルに関しては、その最初の設備投資があって、それを払うために、だから、電気代で払っていた分が、最初の何年間かの間は、電気代、払わんでいいかわりに、その会社にお金が行くわけですね。それが払い終えてからは、お金の、電気代の

リースがとまる、あるいは売電の形でお金が入ってくるというふうな形だと思いますが、きのうも、ちょっとお話をしていた、それが本当にできているのかどうなのかってというのは、私も、このまゆ毛につばをつけながら聞いているんですけども、そのヨーロッパの人たちが口に泡を吹いてではない、泡を出しながら、こう、熱弁をふるっていつてくれるのは、農村だったら、このバイオの発酵ガスっていうのがあって、ヨーロッパでは、あちこちで、それがうまく回っているというふうに、「何でやらのだ。」みたいな形で、「当たり前のことを、あほとちゃうか。」みたいな形で言われるんですよ。それは、発酵槽をつくるのも、彼らが言うには、地元の、きのう申し上げましたけども、建設業なり左官屋さんなりでつくって、そのパネルみたいに、買ってきた資材、お金が全部、海外とか、どこかに流れていくのではなくて、建設費も地域の中で回るし、それから、そのいろんな発酵の材料を集めて投入するっていうのも、そこで雇用も生まれるし、いろんな生ごみとかも処理できるし、そこで発行したものでガスができて、電気もできて、売電収入もあって、そのガスを売ったり電気を売ったりすることで、その働いている人のお給料も賄えて、だから、経済がそこで回っていくんだってようなことをおっしゃるわけなんですよね。それが、どこまで、例えば、向こうはね、たくさん家畜がいるから、家畜のふんとかを使っているのかもしれないし、「そんな話、いや、うちには家畜おらんのだけ。」って言ったら「いや、そんな別に構わん。」とかっていうふうに向こうの方々は、どうやら言っているらしいので、こう、外国語を想像すると、だから、ちょっとわからんのですが、その辺も含めてですね、どんなふうな新しい考え方とかやり方がヨーロッパであるのかとかも含めて、いろんなことを、技術的なことも含めながらですね、だから、理想的には、置いて、売電して、もうかってっていう、余り単純なことよりも、何か雇用ができたとかですね、地域でお金が回ったりとか、雑草がなくなったり、生ごみが処理できたりとかって、いろんなことができるんだと彼らは言うんだけど、ほかの、確かに小水力でもね、いろんないい方法があって、昔の水車小屋みたいなものを地元の一人親方の大工さんにつくってもらって、それで発電したやつをやったら、本当にお金がね、回っていくわけだし、そういうふうなこともおもしろいんじゃないかなというなことを思いますし、いろんな可能性があるのかなというふうに思うので、いろんな、それぞれのお立場の皆さんから、自分の裏の川をと、あるいは、この所をこういうふうに使ってみたいなお話がありましたら、ぜひ、そういうのが幾つか上がってきて、目の目を見るような、脚光を浴びるようなことにしていきたいというふうに思います。

○総務課長 昨日も村長のほうで答えをさせていただいたことの続きになるわけでございますが、グリーンニューディール事業につきまして、村では、昨年、調査をいたしました。これにつきましては、環境省の事業でありまして、公的な施設を使って発電をする、そういうことに対して、先進的なものについては、そのグリーンニューディールの基金をそれぞれの市町村に配分をするという事業でございましたので、私どもとしましては、まず、集会施設にこれを使えないかということを考えました。これを上げたわ

けであります。こういう中では、単純にやる面積を調べた上での結果でございますので、全部で、区民会館等を含めて 29 施設、単純に発電量、1 枚のパネルで 0.185kwA の発電ができるというふうなことでやった結果はあります。そうしたところが、屋根の方向、方向がありますので、単純に、何ていいますか、発電効率は何とも申し上げられませんが、全部に乗せたら 172kwA の発電ができるだろうというような試算は出して上に上げたわけでありまして、こういう事業についての太陽光発電を使うものについては採択にならなかったということでありまして、結果的には、私どもが次に考えましたのが、避難施設、避難施設に有効に使えないかということで、1 つは中学校の屋根、それから、あそこに、何といいますか、給食センター等があります。これ自体は大きな電力を消費するものでありますので、中学校の屋根と、もう 1 つは体育館での発電を行いつつ、蓄電をしたいということ、それから、もう 1 つは、太陽熱もあわせて使いたいという、こういう計画を出して上げていったわけでありまして、これも長野県の中では採択にならずに終わってしまったという経過があります。

したがいまして、今のところ、公的なところでの支援を受けられる、個人は別としまして、制度はないということでもあります。ただし、行政としては、先ほど、木質バイオマスエネルギーを使う計画を、過去、立てたという経過もあります。ちゃんとした計画書が出ておまして、村としましては、木質バイオマスの利用、こういったものの推進を考えているところございまして、実は、グリーンニューディール基金を利用しての木質ペレットストーブ、これを、業務の中心になっております役場の庁舎、それから避難施設等として位置づけております基幹集落センターのほうに導入をしていきたいというふうな考え方は持っております。これについては、どうも、長野県も基金の使うことについては、どうも内示をしてくれるような方向であるそうでありますので、1 つは、こういった木材の資源の有効活用と、村内にはたくさんありますので、村民の皆さんへの啓発という意味も込めて、これについては実現をしてきたいというふうな考え方を持っております。

○6 番 (大原 孝芳) 質問は、これで終わりますが、ちょっと、私も、今、お話の中で、木質バイオマスの中です、今、木質バイオマスは、例えば、今、高遠のですね、あそこの工場へ行ってみますと、ものすごい材木がですね、積んであって、順調に進んでいると思います。木質バイオマスのほうはですね。それから、ペレットの品質も国際基準をとって、それで輸出できると、将来的にですね、そんなようなお話を聞いているんですが、果たして中川村の森林がですね、木質バイオマスので対象になっているかどうかということが、ちょっとね、私も、森林組合、村長は役員ですかね、森林組合のね、ですのね、ぜひ、中川村のね、森林がですね、あそこに行っていないような気がして、私、見ているんですよ。ですのね、ちょっと、今、そういうことであればですね、しっかりと森林組合に言って、その該当するね、木があるかどうかということも、私も知らなくて言っているんですが、恐らくね、近場の所ばかりやっていると思うんですよ。上伊那ですからね、広域ですから、だから、そこら

辺も、ちょっとね、村の立場としては、やっぱり言っていただきたいなと思いました。

それから、あと、県です、今度、塩尻にですね、バイオマス発電所をつくるんですね。そういう話が出ていまして、私、ちょっと期待をしたのはですね、販路として、伊那谷までに入ってこれればね、相当の量の材木が要るそうなんです。あそこ。それでね、ぜひ、また、ペレットストーブをつくる材木って非常に少ないんですが、バイオマス、発電するとね、ものすごい要るそうなんです、ぜひ、また、情報として、私も、一報道でしか、ちょっと知らないんですが、ぜひ、そんなこともね、心にとめておいていただいて、また、ぜひ、エネルギーのことはですね、村で発電することばかりじゃなくって、村の材料が出ていって、また、発電させるということもですね、間接的にはエネルギーの行政っていうんですかね、そういったのにもかかわると思いますので、そこら辺を、ちょっと述べさせていただいて、終わりたいと思います。

○振興課長 今、ペレットの話が出ましたけれども、一応、ペレットの材料っていうのはアカマツとカラマツ、ヒノキ、それで、中川村でも、当然、森林組合が間伐をしていますので、行っている可能性はあります。材料として。ただ、実質、行っているかどうかの確認はできていませんが、中川で行われている間伐の中で、ペレットの材料になるものが、今、搬出間伐が多いために、中川から持ち出されているのは確かです。ただ、ペレットへ行っているのか、ほかへ行っているかは、そこまでは、ちょっとわかりませんので、ご承知おきください。

○6 番 (大原 孝芳) はい。わかりました。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は 11 時 5 分とします。

[午前 10 時 51 分 休憩]

[午前 11 時 05 分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

9 番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、さきに通告いたしました憲法 96 条改正に対する考えはと、職員定数と仕事量の分担についての 2 点についてお聞きしたいと思います。

最初に、憲法 96 条改正に対する考えはということでお聞きしたいと思います。

安倍首相は、7 月の参議院選挙に国の基本である憲法の改憲問題を争点にすると発言しました。その手始めに憲法の改正の手段を定めた憲法 96 条の改定を目指しています。

憲法 96 条は、この憲法の改正は各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならない、この承認には、特別の国民投票、または国会の定める選挙の際、行われる投票において、その過半数の賛成を必要とするとうたわれております。

安倍首相は、この 3 分の 2 以上を 2 分の 1 以上にハードルを下げ、改憲を進めようとしています。

○村 長

自民党の古賀元幹事長でさえも、96条改正は絶対やるべきではない、また、憲法は、国の宝、世界の宝というような発言をしております。

また、改憲論の急先鋒である憲法学者の慶応大学の小林節教授でさえ憲法破壊だと語っています。

安倍首相は、2006年の5月、6年前の第1次安倍内閣のときに改憲手続法の国民投票法を成立させ、教育基本法の改悪も行いました。

村長は、憲法9条を守る首長の会に参加しています。

まず、その会に参加している憲法に対する思いをお聞きしたいと思います、よろしくをお願いします。

憲法に関しましては、最高法規というような言われ方もして、一番偉い法律だというふうなイメージがあるのかもしれませんが、国民の守るべき義務とかルールを定めたものというふうな理解が、まだ、いまだに一部でもあるかもしれませんが、本来の憲法ってというのは、そうではなくて、主権者であるところの国民の基本的人権をいかに守っていくか、それは、何から守るかということ、国家権力から守る、そのために国家権力の行使を拘束したり制限したりして、主権者、国民の権利、自由の保障を図っていくというのが憲法です。本来の意味というか、目的でございます。だから、国民を権力から守って、守るために、権力の行使を制限していくと、勝手なことをさせないようにするというのが憲法の本来の趣旨であるというふうに思います。

日本国憲法前文も「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その福祉は国民がこれを享受する。」というふうに書いてあります。

つまり、主権を持っていて一番偉いのは国民であって、国民の福祉のために正当に選挙された国会における代表者が国政を行うと、国政、国の政治の権威というものは、国民、主権者である国民に基づくからこそあるのであって、そして、国政は国民のためにある、国民の福祉のために働かなくてはいけない、わかりやすく言うのですね、選挙で選ばれた代表ってというのは、その国民から業務委託をされた受注業者さんみたいなもんだというふうな考え方、国民の福祉をよくしていくように、国民から君らに任すわ、しばらく、ちょっと頑張ってくださいよというふうな形で委託、業務委託をされたというふうにとらえるのが一番正しいのかなというふうに思います。そういうような代行業者というふうなもんなんですけども、にもかかわらず、その権力というものは、その立場を利用して、国民を裏切って、国民の福祉を損なうようなことも、しばしば、歴史上、してきたと、そういうことができないように権力の使い方についてルールを与え、制限をするというのが憲法の本旨だというふうに思います。ですから、国民の代表である国会のほうから、憲法についてというふうなものを、いろいろ、どうしよう、こうしようというのが出てくるというのは、ある意味、筋が通るのかもしれませんが、憲法に制限される、拘束される立場であるところの内閣のほうから憲法を変えるべきだとか、変えたほうがいいのか、変えるということを公

約にするとかっていうのは、全く筋が通らない話ではないかなというふうに思います。

特に96条を変えて憲法を変えやすくしていこうということについては、いろいろ問題があるのかなというふうに思います。なぜかという、そのとき、そのときの与党の都合のいいようなルール変更ができてしまうということでございます。その後に国民投票があるからいいわというふうな、そこで1つの、もう1つのたがというか、そういうものがあるわけですけども、残念なことにですね、なかなか、国民投票ってというのは、そのとき、そのときのムードで大きく流されるところがあるのかなというふうに思います。そして、そのムードをですね、うまく操るようなやり方というのが、大変、その権力側としては長けているところがあるのかなというふうに思います。それが、いわゆるプロパガンダというやつで、歴史上、ひもといていけば、日本でも、関東軍の満州国侵攻のきっかけとなった柳条湖事件というのは、もう、関東軍の自作自演だったことってのははっきりしているわけなんですけども、にもかかわらず、当時のマスコミの報道ぶりもあって、国民の間にですね、行け、行けというような好戦的な気運ってというのが非常に高揚したというようなことがあります。例えば、トンキン湾事件というのも、アメリカ軍がベトナムに北爆をするきっかけとなったアメリカ軍が北ベトナム軍に魚雷かなんか撃たれたってのも、あれもアメリカ側の自作自演だったということが明らかになっていますし、それから、湾岸戦争のときにフセイン大統領がいかに悪いやつかということ的印象づけるために、油まみれの水鳥の写真ってというのが世界中に、こう、こんなひどいことをしたというふうなことを言われて、あれも、全然、湾岸戦争とは関係ない石油流出事件の写真が、あたかもそれであるかのように伝わるだというふうなことが、そんなふうな形で、いろいろプロパガンダということがされてしまうのですけども、そんなことで、国民投票の後でですね、憲法が変わった後で、やあ、操られていたんだというふうなことが気づいても遅いということなので、余り、その今のしっかりと考えた形での憲法というものを、簡単にころころ変えていくっていうのは、よくないんじゃないかというふうに思います。

もともと、今、戦争の話を出しましたが、96条を変えようというの、9条を変えるためのワンステップというような考え方だろうというふうに思いますし、そういう意味で、その先ほど言ったような戦争に向けてのプロパガンダということの危険性を申し上げたわけでございます。

9条を変えるために96条から買えるってというのは、そういう意味で、本当に姑息なやり方ではないかと、9条についてしっかりと議論をして正面から言うんじゃないかと、姑息な形でちょろちょろと変えてしまおうというふうな考え方ではないかなというふうに思います。

96条が変えられてしまうと、先ほど申し上げたように、そのとき、そのときの都合で、場当たりに憲法を変える国、つまり、しっかりした基本の考え方ですから、憲法というものは、それが無い国、ご都合主義で、ころころと立場を変えるような国である、信頼できない国であるというような評価を世界に向けてしてしまうことにもつながりかねないと思います。

日本の首相が1年持たずにくるころ変わるんだ、いま、だれだっけ？というように、日本の憲法というのは、今は、どうだっけ？平和の国だっけ？今は戦争できる国になったんだっけ？今は福祉がどうなっているのか全然わからない、日本の国のあるべき姿、目指すべき姿が、そのとき、そのときに、首相の顔と同じようにころころ変わるような国になってしまっただけは、大変みっともないことではないかなというふうに思います。

○9 番 (竹沢久美子) 続けてお聞きしようと思ったようなことも、ちょっと答えていただいたんですが、その件に関して、ちょっと私も意見を述べてみたいと思いますけれど、今、96条の件と、それから、その先にあることが、やっぱり戦争をする国を目指す9条の改正にあるということをおっしゃられました。そしてまた、さまざまな歴史の例を挙げて、そのことがどのような形で行われてきたかということも申されたわけですが、私は、今回の憲法の改正ということは、今も村長が言われていましたように、日本とアジアの多くの犠牲を払った戦争を経て生まれて、しかも、ヨーロッパなどの民主化の運動を踏まえて生れ出てきた、本当に平和を追求し、道義や文化のちゃんとした国になろうとした、そうした末の賜物だというふうに考えております。

そして、かつて京都の嵯峨川知事ですけれど、お名前を知っている方は少ないかもしれませんが、「憲法くらしにいかす」というスローガンを持って、それで頑張っておられました。そして、今、言われましたように、憲法の99条、憲法尊重の擁護の義務ということで、今、申されたように、本当に、天皇や、それから、摂政及び国、国務大臣など、あらゆる権力者を縛るものが憲法である、そういうようなことが言われておりますが、現在の政治家の姿勢を見ておると、この嵯峨川さんの言ったように「憲法くらしにいかす」という形ではなく、憲法を現状に近づけるというような対応がされていると思います。そうした点を、村長として、村政の中で憲法をどんなふうにかかすってというような思いがあるかお聞きしたいと思います。

○村 長 大変スケールの大きな質問をいただきまして、平和主義とかね、民主主義とか、地方自治のこととか、きちっと、いろいろ書いてあるわけでございますから、その精神にのっとって、違和感を感じることは、憲法に対してほとんどございませんので、手帳にもですね、小っちゃな冊子が、憲法、何だっけな、入っているんですけども、憲法手帳というやつですね、これが入っているんですけども、見るところは、割と、いつも同じようなところを見返していることが多いんですけども、やっぱり、折に触れ、しょっちゅうでもないんですけども、常に持って、これを見ながら思い返すことは時々あるのかなというふうな、答えになったかどうかわかりませんが、そんなことでございます。

○9 番 (竹沢久美子) 憲法をいつも身につけているということで、村長の、大体、姿勢がわかります。私も、やっぱり冊子をかばんの中に入れて歩いております。これは、議員になったときに、何を勉強すればいいかって言われたときに、憲法と地方自治法を知っていれば怖いものはないと言って助言をしてくださった方がいたもんですから、持っただけは歩いてはいるんですけど、本当にしっかり学ぶということが、まだ、できていない、そんな気がしております。

そして、中には憲法の誕生について、先ほど言われましたけど、押しつけ憲法だというような人もおりますけれど、こうした観点についてはどのように考えておりますか。

○村 長 マッカーサーというか、GHQというか、いろいろ、米国、あるいは連合国側サイドの都合で、憲法の制定をですね、自分のコントロール下にあるうちにつくってしまったわけではないというので、急いだというようなお話は聞いてはいますけども、その下ではですね、いろいろ、日本人の中でも、憲法について非常に深く学んできた方々がおられて、その方々の提案みたいなもの、草案みたいなものが下敷きに使われておったりとか、あるいは、ちょっと読めていないんですけども、最近、何か、幣原喜重郎でしたっけ、あの方が、実は、今までほとんど話題にされていなかったけども、今の憲法案については非常に大きな影響を——影響というか、何ていうか、その方の貢献というのが非常に大きかったというふうな、見出しだけ見て、その記事の——記事というか、本は読んでないのでわかりませんが、そんなふうなお話もあって、いろいろ丁寧に調べていくと、日本サイドの、何ていうか、いろんな考えがいかにか反映されていったのかっていうふうなところが、随分、最近、表面をはいだ中で、中から見えてきたのかなというふうな感じは受けているところでございます。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、ちょっと、今回、一般質問をするに当たりまして、もう一度、歴史的なものを、ちょっと見てみました。そうすると、憲法の誕生について、押しつけという方がおりますけど、1945年、この8月14日のポツダム宣言の受諾したとき、これ、なぜ、ポツダム宣言を受諾したかっていうと、ソ連の参戦だとか、そうしたことがあったんですけど、マッカーサーは、このときは、日本の非軍事化というか、日本が非常に戦争を、この間、ずっと昭和の時代、してきましたので、日本を非軍事化して、そして民主化を進めようとして、したわけですけど、この10月に憲法の改正を日本政府に指示したわけです。そして、こうした中で、既に憲法研究会の方たちだとか、そうした方たちが非常に勉強しながら、憲法の勉強をしておられたようですが、政府案は、毎日新聞で、これが1946年の2月にスクープされてしまって、それは、主権は国民ではなく天皇だとか、ほとんど明治憲法と変わらないものだったということで、GHQが、急遽、改正案を作成させたというようなことがあります。そして、私も、これに加わった非常に若い女性で、もう亡くなりましたけど、ベアテ・シロタさんっていう女性の方が日本におられて、そして、本当に日本の女性の虐げられた状況を見て、何とかしたいと、そういうような思いも含めて、こうした女性の権利の問題なんかも人権問題として取り上げたというふうに聞いております。

そして、こうした中で、極東委員会が発足するというので、天皇の、この戦争責任が追及されるような形になったときに、やっぱり、国体の維持ということで、とにかく、これと差しかえに、日本の考え方も、もちろん入っているんですけど、GHQ案を受け入れて、国民に翌年の3月6日に発表し、あと、4月の10日の戦後初の、この20歳以上の男女の総選挙、衆議院の総選挙で、圧倒的な多数でこれが可決されて、そして、11月3日に公布、1947年の5月3日に施行というふうな、こうした歴史的な

流れがあります。こうした中で、天皇の権利を、国体を維持するっていう立場の方たちが、それを代償という形に取り引き的な面もあったと思いますが、日本にとっては、非常に、また、世界にとっても画期的な憲法ができたっていうふうには私は認識しております。

それで、多くの方たちの中には、憲法は非常に難しいもの、そしてまた、余りかわりのないものというような考え方がありますが、憲法は暮らしそのものというふうには私は考えております。

例えば、25条の生存権なども、最近、非常に生活保護などのバッシングなどがある中で、やっぱり、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるというようなことは、本当に画期的なことだと思いますが、こうした人権面での憲法に対する評価はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○村 長 確かに、例えば生活保護等々を、今、何だ、不正受給っていうふうなことがマスコミ等々でも言われているし、一部、政治家の方々も、そのことをすごく問題にしておられるわけなんですけども、一方で、生活保護の補足率、生活保護を必要として、受けるべき立場にありながら、生活保護を受けていない方が80%いると、20%しか捕捉率がない、学者の先生によって違います。20数%、8割近くの方々は、本来、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活以下をしている、つまり、生活保護を受けるべき立場にありながら、それが、いろいろ窓口作戦とか、何かよくわかりませんが、水際作戦か、何か、そういうので、受けられない状況に置かれているというようなことがあります。その辺のところ、不正受給の話ばかりでですね、あわせて、どちらかというと、報道のときには、そういうことについても両面的に併記するのが普通だと思いますけども、何か、芸人さんの話の場合でも、何か不正受給のごく一部のところの話なんかにはばかり、いろんな光が当てられてしまうというようなところを思っています。それにつきましてもですね、憲法で定めるところの健康で文化的な最低限度の生活というのを定めた、それ以下でありながら、そのものを受けられずに餓死をしてしまったというような事例が時々あらわれてくるわけなんですけども、そういう意味で、憲法のことについては、必ずしも、そのとおりに実現していないという状況があるかと思えます。

最初の戦争のことにしてもですね、軍事力を持たない、交戦権を持たないというふうなことを言いながら、その解釈改憲という形で、何ていうか、ずるずるにしていくなような形があったかと思えます。最近、いろいろ本を読んでいるとですね、本当だったら、外国なんかで本当だったらっていうか、外国のほうでは、憲法裁判所っていうのがあって、国が決めたこと、国がやっていること、あるいは法律、あるいは外国との取り決めなんか憲法に反するかどうかっていうことを判断する独立した裁判所があるんですけど、日本の場合は、そういう形にはなっていないで、普通の裁判所で、それも判断をするということになっています。最近、読んだ本ではですね、砂川事件というのがあって、砂川、米軍砂川基地に米軍基地反対のことで敷地に数m入った人たちが逮捕されたときに、伊達さんという最初の裁判官が、米軍がいること自体

が憲法違反であるというふうに言った、そういう判決が出たんですよね、砂川伊達判決というのが出て、それに対して、日本政府も慌てたし、それから東京にある米国大使館も慌てたし、それからアメリカ本国のほうも慌てまして、いろいろ秘密な連絡があって、それが、今、見つかって公開になっているんですけども、本当に、在東京米国大使館、それから、最高裁判所長官、検察庁、それから、日本の法務省、連絡を取り合って、跳躍上告っていうんですか、一気に最高裁にぼんと上告をして、そこで最高裁が出した判決が、高度に政治的な問題については、裁判所は判断をしないという話になった、だから、つまり、日本においては、憲法裁判所は機能しないことになったんですよね、だから、特に米国絡み、米軍絡みのことについては、今度のTPPもそうですけども、今、最近、言われているのは、米国との日米地位協定という協定がありますが、それについて、法律の順位としては憲法が一番偉い、2番目に外国との結んだ約束、条例が偉い、3番目に国内法が偉いということで、そういうふうには言えませんが、TPPは国内法よりも強いんですよね、憲法よりは弱いけども、TPPは国内法よりも強い、日米地位協定も、憲法よりは弱いけども国内法よりは強いんです。だから、でも、それをジャッジする司法がですね、高度な政治的問題については判断しませんと、政治に任せますから好きにやっちゃうだと言ったがために、地位協定は、もう、ノータッチ、国の法律より、日本の法律よりも地位協定のほうが上で、上にあったはずの憲法は、もう、過去に入れられて、ないも同然の形になっているので、今の沖縄の惨状とかは、ああいうふうになっているし、TPPも、ひょっとしたら同じようなことになる、だから、外国との取り決めは国内法よりも強いというふうなことが大事かなと、ちょっと話がずれてきましたが、だから、そういうふうには言えませんが、それよりも、外国との取り決めよりも、もっと、それに対してもおかしいと言える立場の憲法を大事にしなくちゃいけないのに、その部分でも憲法をないがしろにして、もう、機能不全にわざと陥らせているような状況があるので、すばらしい憲法なんですけども、実際の機能は、ちょっと果たせていないなというふうには思いますということではないですかね。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、沖縄のあれで治外法権的なような基地での事故とか、そういうことに対しては、非常に憤りを感じますし、なぜ、国民のほうを向かないでアメリカのほうを向いているのかなと、いつも思っております。

そうした中で、各政党の状況ですけど、自民党は、結党当時から改憲の立場ですし、民主党は、これは2003年の衆議院の選挙のマニフェストでは創憲とっております。そして、公明党は加憲と言っておりますが、日本共産党と社会党は憲法順守っていうふうな形になっておりますけれど、こうした国会の動き、そして、これは、ちょっと古いんですけど、2004年の共同通信の衆参両議員のアンケートでは、議会の中では、改正について積極的に議論すべし、または、その議論した結果は改正もよいというような形が、それぞれ48.5と36%として、約84.5%の議員は改正に対してOKとっております。そして、そうした中で、この中で何を見直すかっていうと、先ほども出たように9条が一番多く、あとは、環境権とか国際貢献、地方分権、前文、内閣と

か議員制度、知る権利、プライバシー権、司法制度などとなっております。こうした国会の動きに対して、これは、やっぱり、もう、随分古いで、ちょっと10年近くなくなってしまいうんですけど、最近では、また、ちょっと違うと思いますけど、これは、朝日新聞の全国の世論調査では、改憲が必要ではないかというマスコミやなんかの情報のせいもあるかと思いますが、改正必要という方、一般の世論調査では53%、必要ないという方が35%、しかし、9条に関しては、変えるほうがよいとした人は31%、変えないほうがよいという人は60%となっております。それで、これは、若干、数値が、最近は変わってきておりますけれど、9条に関しては変えなくていいという世論が圧倒的なんですけど、国会等は、国会議員のあれとは、これはねじれの状態となっております、非常に国民のほうを向いているのかどうかということに対しても、非常に憤りを感じております。

そうした中で、私たちは、九条の会、村長も首長会で入っておられるということですが、(資料掲示) こうした「憲法九条、いまこそ旬」って言って、こういう方たちなんですけれど、ちょっと見たことがある方もいると思いますけど、九条の会が2004年の6月10日に、こうした動きを対応しまして、平和憲法の改正に対して「日本と世界の平和な未来のために日本憲法を守るという1点で手をつなぎ、改憲の企てを阻止するため、一人一人ができるあらゆる努力を今すぐ始めることを訴えます」との宣言をして始まっております。この会議は、呼びかけ人の9人には、梅原猛さんとか大江健三郎、奥平康弘、澤地久枝、鶴見俊輔、そして、現在は故人となられた井上ひさし、小田実、加藤周一、三木睦子さん、この三木さんは三木武夫さんの奥さんで、旦那さんは自民党の議員でもありますけど、なぜ、自民党を、憲法を守るんなら、自民党にいるんだったら、自民党の中で頑張らないと意味がないとって言われたという、こうしたメンバーの方たちが呼びかけて活動を開始しております。そして、これらの方々には、既に戦争を知らない世代が8割を超えていると、高齢にもかかわらず各地へ講演に招かれ、平和憲法の大切さを訴えて歩いておられます。この4月の29日にも、83歳という高齢にもかかわらず、ホクト文化ホールで、この澤地久枝さんは講演に来ていただきました。

中川村でも、2006年2月28日に2005年から準備されていた「九条の会 中川」がスタートしました。平和憲法の学習や講演会、署名活動、また、成人式での9条チラシの配布などを行っております。

そうした中で、私たちは、学習上に使った教科書ですけど、(資料掲示) こうした「新しい憲法の話」という本があるのをご存じでしょうか。教育長さんなんかは知っておられると思いますけど、この本は、1947年に文部省が発行して、そして、憲法の普及を目的とし、義務教育となった中学1年生向けの社会科の教科書としてつくられたものです。そして、これは、先ほども言いました歴史的な中で、サンフランシスコ条約などが締結される中で、2～3年で使われなくなっただけですけど、これ、こういうことが書いてあるかといいますと、非常にわかりやすい言葉で「皆さん、新しい憲法ができました。そうして、昭和22年5月3日から、私たち日本国民は、この憲法を

守ってゆくことになりました。この新しい憲法をこしらえるためにたくさんの人々が大変苦心をなさいました。ところで、皆さんは、憲法というものは、どんなものかご存じですか。自分の身に関わりのないことのように思っている人はいないでしょうか、もし、そうならば、それは大きな間違いです。」というような書き出しで、非常に子どもたちにもわかるようにつくられております。私たちは、こうしたものをわかりやすく学ぶ中で、ぜひ、教育の面でも憲法の話が取り入れられていったらいい、そんなふうに思っております。

軍隊を持たない国のコスタリカでは憲法を非常に教育に取り入れているということですが、教育長さんは、そんな点では、どんなふう考えておいでか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長

前もって、ちょっとお断りをさせていただきますけれども、私が、この場に立って答弁をさせていただいているわけですけども、個人としての考えというよりは、通告をいただいた、きのうの6番 柳生議員、そして、きょうも予定されている高橋君につきましては、通告内容を定例会で、一応、全員の教育委員、定例会の中で検討しまして、こういうような答弁でいだろうと、私に臨機応変に任されている部分もあるわけですけども、基本的には、通告いただいた内容を検討して、こういう範囲で答弁をとることを定例会の中で協議した結果として、私が代表として、そういう意味合いで答えておりますので、今、突然、ご指名をいただきましたけれども、これから述べることは、あくまで私の個人の考えでありますので、個人的な見解としてお受けとめいただきたいというふうに思います。それでよろしければお答えいたしますが、教育委員会の考えということになりますと、ちょっとお答えができませんけれども、よろしいかどうかということで、いい、悪いは別として、お答えいたしますが、憲法についての学習は、小学校6年のときの政治の学習に少し出てきています。そして、本格的には、中学校の公民の分野、中学3年生のところで憲法の条文等につきまして細かく学習するようになってきているかと思っております。そして、今までの社会科等もそうだったと思うんですけども、憲法の最大3原則と言われている国民主権、それから基本的人権の尊重、平和主義、こう、順序は、ちょっと、あれですが、それについても、しっかりと条文に触れながら、具体的な国民生活の状況なり、そういう具体的な事例、学校によっては、新聞記事等を教材に使って勉強をしてきておりますので、憲法学習につきましては、学校においては、改憲とか護憲とか、そういう立場ではなくて、その事実として学習をして、子どもたちは、必要な、その知識なり、そのものをもって義務教育を終えているというふうに思っております。

以上です。

○議 長
○9 番

質問者に申し上げますが、質問の要旨から外れない設問をお願いしたいと思います。(竹沢久美子) 私は、憲法がどういう立場で生かされているかということで、教育長さんにお聞きしたのは、やはり判断、改憲とかいうことではなくて、こうしたものが本当に子どもたちの教育の中で生かされているのかどうかということをお聞きしたかったんで、今の答弁で十分であります。

それで、私たち、私自身の世代は、もう、戦争が終わって、23年の生まれですけど、公民やなんかで習ってきたはずなんですけれど、本当にきっちり憲法を学んだ、そういう経験がないもんですから、やはり、そうしたことが、ぜひ、生かされて、人権教育の中で行われていったらいいなあと、そんなふうに考えております。

それでは、最後になりますけど、こうした問題が出てきたときに、本当に、先ほどの大原議員の問題にもありましたけど、道州制と同じように地方自治への影響ということも大きい問題として出てくると思います。そうした面で、最後に、九条の会の首長会の活動とともに、地方自治への影響についてどんなふうに考えているか、もし、お答えできれば、していただいて、村長の決意をお聞きしたいと思います。

○村 長 今回、問題になっている憲法改正が行われた場合、どういう影響を受けるのかっていうような質問かもしれないんですけども、ちょっと、そこまで、その地方自治がっていうよりも、日本の国民生活全般に、本当に、いろんな影響が出てくるのかなというふうに思います。今も、ちらほらと見ておったら、検閲は、これをしてはいけないっていうふうなことを書いてあるわけですけども、今朝の新聞じゃないけども、テレビでも、海外ニュース、どこの国もですね、アメリカが、インターネット等々のものから膨大な個人情報、通信を、グーグルとか、そういうところから持ってきて、それを1カ所で分析しておったというふうなことについてイギリスの外務大臣はどう考えるのかみたいな話のことがいろいろ出ていたりしましたけども、先ほど申し上げたように、もし、例えば、テロとの戦争の絡みで、その日本の、そういうメール情報なんかは米国のほうに渡すというような、地位協定というか、そういう同意が結ばれたときには、憲法だと、そういう検閲をしてはいけないっていうのがあるんですけども、国内法で書いてあっても、それは、そっちの外国との同意のほうが強いわけですよ。けど、今の日本だと、その憲法の取り決めっていうことが、司法上は全くないも同然ということになっているから、今の日本の国内においては、外国との取り決めが最高法規というような状態になっているっていうような状況があります。また、それが、もっとどんどん広がっていくと、例えば集団的自衛権で、日本の若者が集団的自衛権で戦うのは当然だというふうなことになっていけば、中川村の若者がですね、米軍、米軍の指揮下で働くと、戦争、命をかけるというようなことが、当然、行われてくるというふうに思います。日本軍が独立してっていうことは、もはや、あり得ない、武器も、武器の系統も、それから情報系統も、弾薬も、コンピューターのソフトウェアも、すべては米国が握られているんだから、レーダーのあれだって、イージス艦、いろんな幾つもある船とか、そういうところの情報をトータルにして判断して作戦を決めるのは、1カ所、米国が決められているんだから、その下で働くしかあり得ない、本当に日本の若者を、そんな形で働かすことが愛国的なことなのかっていうことは、非常に、私は、全く裏返しなことなのではないのかなというふうに思うところですけども、そんなふうなことに、もう、どんどんなっていく、行きかねないというふうなことを思いますので、日本の自主性、自分たちで自分の国のあり方を考えていくっていうふうなことをしていくためには、本当に、今の憲法をなおざりにしたやり方、それは、

一番は、象徴的には、司法が、最高裁が、そういう判断をして、それが先例として残っているっていうことが一番大きなことかと思えますけども、しっかりと憲法に基づいて、いろんなことをジャッジしていく、判断していくということをやっていないといけないしというふうに、地方自治だけではなくて、もう、本当に国民生活全体が大きな影響を受けかねないというふうに思います。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、今の若者たちが、今、決めて、取り決めをしている方たちは、恐らく戦場には行かない方たちだと思います。そうした中で、最後に、私自身も、子や孫が、本当に戦場に行くことのないような、そうした取り組みに取り組んでいきたいということと、もう1つ、最後に、これは、日本が戦争をする国への方向へ進んでいるっていうような危惧がありますので、1978年の朝日新聞の下段に78歳の石井百代さんという女性の方が投稿した句を発表して、この質問を終わりたいと思います。これは、やっぱり女性が書いた句だなあとというふうに思います。それは「徴兵は命かけても阻むべし 母・祖母・おみな 牢(ろう)に満つるとも」。

これで1問目を終わらせていただきます。

続いて2問目の質問に移りたいと思います。

職員定数と仕事量の分担についてということでお聞きしたいと思います。

東日本大震災の執行財源捻出のためとの名目で、国家公務員給与が2012年度から2年間、臨時措置として平均7.8%引き下げられました。これに伴い、地方公務員の給与も、地方公務員法及び法律の趣旨を踏まえ、自主的かつ適切に対応を言いながら、給与の一部に充てられている地方交付税削減という強硬策に出ています。地方交付税制度は地方の財政需要を確保するための制度であり、国のこの施策押しつけの手段とする姿勢には怒りを感じております。

2012年、昨年3月議会において、私は、集中改革プランについての一般質問と職員定数条例の質疑の中で「現在の定員で速やかに業務が遂行されていますか。」とお聞きしました。答弁では「集中改革プランよりも人数は下回っているが、職員は対応してくれています。」とのことでした。1年経過しましたが、現在も、そうした認識でしょうか。行政運営に支障は出ていないでしょうか。

○総務課長 それでは、今のご質問について私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年の3月の議会であったかと思いますが、今、おっしゃられた、集中改革プランから見て目標の人数を既に下回る減員になっているが仕事はどうかというご質問をいただいておりますが、あの当時の中では、確かに、減員の中で、職員がうまくやりくりをしつつ、一部、無理——無理というか、残業をしながらということがあろうかと思いますが、仕事については回っておったところがございます。が、ちょっと、この点で、今、残業というお話も私のほうからさせていただいたところですけども、どうしても、その仕事が無理がくると、平時の時間の中ではこなし切れないという現象が起きますので、こういったところでは、職場によっては、あるいは、部署というふうに言わせていただきますが、時間外勤務が非常に多くなっているという実態はございます。したがって、今の現有の中で何とか回している

という実態はあるわけでありませけれども、すべて順風満帆で、職員が定時に帰りという実態にはなっていないということは申し上げたいというふうに思っております。まず、そのことをお答えしたいと思います。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、実態としては回っているかもしれないけど、今、課長の答弁にもありましたように、部署によっては、非常に厳しい状況があるのではと感じております。例えば、残業時間についてですが、この命令は、個人の申告なのか、それとも上司が出しているのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長 勤務につきましては、時間外勤務ではありますが、これは、仕事として、職員がこの仕事をするというふうになっておりますので、まず、本人の申告、それに基づいて所属長が時間外勤務の命令を出します。それを最終的には総務課長が確認をして、それに基づいて仕事を、時間外勤務をすると、こういう仕組みになっております。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、昔、JAに勤めていたわけですけど、残業が、やっぱり多いときは、上司が仕事の状況を判断するようなふうで残っていただく部分もありました。今、そんなことを言っている状況ではないと思っておりますけど、平成23年度の残業の実態を見ても、数字的に、非常に多い方で年間529時間、月平均44.08時間、これは普通の方より5日以上も多く働いている勘定になります。そして、2番目に多い方が約500時間、3番目に多い方が492時間、そして次が345時間、あと、下がって229時間が、これがベスト5ぐらいの状況になっておまして、また、10時間以下という方も何人かおまして、20時間以下が4人くらいおいでになります。こうした状況の中で、本当に、休日出勤のためとか、それから、代休、そうしたものがとれているのか、そしてまた、職員の精神面ですね、去年、この前、その前に聞いたんです、お聞きしたんですけど、そうしたメンタルヘルスの面でも非常にストレスがたまるのではないかと思っておりますけど、その辺はどのように考えておられますか。

○総務部長 今、おっしゃられたとおり、職員の中では、500時間を超えるような年間の時間外勤務をやっている職員もおります。私が申し上げるのは、やはり、1つは、その個人に集中していると、特定のということになります。それは、個人が、そういうことを状態として、勤務の形の中で、どうしても、そういう格好になっているというばかりではなくて、確かに、個人的な資質もあるわけでありませけれども、つまり、仕事が非常に丁寧であるとか、確認を改めてしないと気が済まないとか、いろいろありますが、国からというか、新しい制度の中で、どうしても仕事が増えてきている実態もあります。それは、例えば、私が、最近、見ている中で思っているのは、農地・水の向上活動といいますか、ああいった部分での仕事、これが、実は、非常に増えてきている実態があります。こういったことにつきましては、やはり、明らかに時間外勤務が、通常の勤務時間、正規の勤務時間を上回ってしまうような状態は異常でありますので、これについては、やはり、いずれにしましてもといいますか、どうしても、そこに人を配置しなければならない、あるいは補佐的に入る必要があるということになってまいります。そうしますと、どうしても現有の職員の中で動かしていくということになりますと、これは、採用後の1年後を待たなければなりませんので、こうなっ

てきたときの人員配置っていうものは、ちょっと、また、すぐには対応できませんが、何とかしていく必要も感じております。

それから、近年の話でありますけれども、やはり、ストレスが非常にたまってきて、職員が、そのことを理由に、一時、職を休むという実態も、近年の傾向では出ておまして、中川村も、その例外ではございません。したがって、メンタル的な、そのメンタルヘルスというかのあり方については、職員については、個々、相談に応じてもらうような形で紹介はしておりますけれども、なかなか、そういうことも難しいということがありますので、それについては、健康で働くという観点からしますと、そういった仕事の量、こういったものが非常に重圧となってきている実態があるとしたら、これは、所属長も含めて対応を考えていかなければならない課題であるというふうには思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 1年後を待たなければというふうなお話でしたが、ぜひ、早急な対応が必要だと思います。

そしてまた、こうした実態について、人事については、きのう8番議員が職員の得意分野を生かした適材適所の人事をというふうなお話がありましたけど、やはり、一人一人の職員を生かす任命権者としての村長の責任は重いと思いますが、その点についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○村 長 きのうも、その辺のお話があったわけですけども、今、職員の皆さん方、それぞれ、これまでの経験、いろんなことを経験しながら、何課にいて、何課にいてというふうな、そういう中で勤めてくれて、また、それぞれのご家庭でも、いろんな事情、子どもがいてとか、介護が必要だというふうな方もいらっしゃるかもしれないし、いろんな状況がある中で、今、回しているわけなんですけども、定年で卒業される方もいらっしゃる、採用する方もいらっしゃる、その中で、どういう形が一番、アウトプットといいますか、村民の皆さん方に、その中でも一番ベストな形でやるには、どういう、こう、配置がいいのかなというふうなこと、本人の希望よりも、やっぱり、どういう形でその仕事が結果が出せそうかっていうふうなところ、それからまた、将来、何年後には課長職ぐらいになってくる中で、ここら辺のことも、まず、やってもらわなくちゃいけないなあとか、そういういろんなことを考えながら、将来的なアウトプットのことも考えながら、ベストなものをつくって、そこで対応して、配置をしているというふうなのが現状です。

なかなか、先ほどからの残業のお話にもなっているんですけども、大変、いろいろ、きちっとする性格のことも、いろいろお話がありましたけども、異動する中でですね、問題なくできていたり、できていなかったりというふうなことが、その異動の中で、やっぱり出てくることはあります。前の方のときには、そんなに残業せずにもできていたけども、今度は、しっかりやらにやいかんというふうなことがあって、ちょっと残業が増えてきたりというふうなところもでてきたりというふうなこともあったりするので、その辺のことについては、各課長さんに見ていただきながら、どれぐらいの、仕事のやり方等々についてもアドバイスをしていただきながらですね、本人の健康に

影響が出ないように、無理のないような形でやっていただけるような体制をつくっていかなくてはいけないのかなというふうに、職員の案分については考えるところでございます。

○9 番 (竹沢久美子) 今、村長のお話がありましたけど、最終的には、人事に関しても村長が責任のあるところだと思いますが、昨年の答弁でもありましたように、庁内にも事務改善委員会等での検討がされるというようなお話もありましたので、ぜひ、そうした中で話し合いをきちっとして、働きやすい職場をつくっていただきたい。

それと、村長も、今度、3期目がスタートしたわけです。そして、庁内のスペース、職員数、職員の年齢構成など、小さな自治体としての限界はあると思いますが、村民が利用しやすく、職員もサービスの提供が一体的にできる課のあり方の検討なども必要ではないかということをご提案して、終わりにしたいと思います。

○議長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分とします。

[午後12時06分 休憩]

[午後1時10分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 高橋昭夫議員。

○2番 (高橋 昭夫) 私は、さきに通告をいたしました2点について、改選後の村政についてと、もう1つ、森林の育成と生態系の保護についてお伺いをしたいと思います。

4月の村長選では、激戦の中で当選をなされ、3期目の曾我村政がスタートをいたしました。美しく強く成長する村、また、緑豊かな暮らしよい村、新しい発想で若者がいつく村となるよう力量を発揮していただきたいと思います。

そこで、まず、今回の村長選挙を曾我村長はどう回顧されたか、つまり、村民の声をどうとらえられたかという視点で、まず、お伺いをしたいと思います。

○村長 昨日、山崎議員からも同じ趣旨のご質問をいただいたところであります。ほとんどお答えは一緒になってしまうんですけども、同様に、国旗のこととかですね、いろいろ、そういう問題、しっかりと説明をしないと、なかなかご理解いただきにくい、もう、簡単にぼんぼんと聞いちゃうと、もう、ぼんぼんと、こう、オートマティックな印象で言うと、こう、イメージが固まってしまうような、そういうようなことが、しっかりと理解していただく前にひとり歩きをしたというふうなことがあって、なかなか、その短期間の選挙中にご理解をいただくようなお話をするのは難しかったというふうなことがあって、そういう意味でも、なかなか難しい選挙であったなというふうに感じております。そういう中であるにもかかわらず、大勢の方々にご支援、ご理解をいただいて、応援していただいたおかげで、何とか、僅差ではありましたが、自由な自治を守れたのはよかったな、大変ありがたかったのかなというふうに思っております。

ほかに、いろいろご説明をしたつものことでも、なかなか伝わっていないんだなというようなことは幾つもありました。これからも、踏み込んだ説明をですね、労をいとわず、繰り返していかなくてはいけないなというふうなことも感じたしだい

であります。

○2番 (高橋 昭夫) 曾我村政3期目ということで、1期目は、ある意味で、村を知るとか、そして、2期目になりますと、それ以上にやりたい、いろいろ、もろもろに感じることで、悩むことが多かったと思いますが、3期目というのは、いよいよ断行される、そういう面においては、決断をされる、そういう部分における、選挙で拾った思いというのは大きいんじゃないかと思います。村政に反映、対応をしていただきたいと、こう思います。

選挙は、村民が村を見詰め、村を考えるという機会であります。さまざまな声を耳にされたと思いますけれども、今もお話がありましたが、特に住民が抱えている不満、不便、あるいは問題点などの受けとめで印象に残る点がありましたら、お願いしたいと思います。

○村長 選挙期間中だけというわけではありませんけれども、いろいろ、普段から、いろいろお話を聞いたり見たりしている中でですね、感じていること、いろいろありますが、突き詰めていくと、もう、本当に、いつも、あれですけども、少子化高齢化、担い手の減少と、やっぱり担い手の減少ということが一番大きいのかなというふうに思います。ですから、もう、繰り返しですけども、中川村の自然や文化、歴史、伝統を生かした、そして、それぞれの人の得意なところを生かした形で、いろんななりわいができて、それが受け継がれて、暮らしが成り立って、子どもや孫も、それを受け継いで暮らしていける、そういうようなことをつくっていくという必要は、本当、あるな、時間との競走であろうな、だから、そういうことがなければ、持続可能な、この中川村自体が仮に残ることがあっても、中川村らしさが失われた形になってしまうのではなくて、中川村の今のすばらしさがきちっと受け継がれて残るような形の将来というものを目指していくということになってくると、時間との競走をしながら、その内発的な、よさを生かしたことを考えていくしかないのかなというふうに考えております。

○2番 (高橋 昭夫) 村の財源確保、あるいは日本で最も美しい村連合に加盟をしましての村民の理解度っていうのは、村長も関心を持たれて村民に当たったと思いますけれども、いかがだったかお聞きしたいと思います。

○村長 日本で最も美しい村連合っていうのも、同じように、本当のところは、なかなか、名前だけからすると誤解を生みかねないところがあるのかなというふうに思っています。やっぱり、今、お話のとおりですね、そんなにしっかりと理解をしていただいていない部分も、まだまだ広くて、単なる、そのごみを拾いましょうとか、雑草を刈りましょうとか、見た目の整理整頓とか、清潔とかですね、そっちの方のお話に思っ

ていらっしゃる方が多いので、それは、もちろん、今、我々のほうも4越5越の運動というふうなことを、まず、しなくちゃいけないと、そういうところの土台をですね、見た目も美しいということをしつかりとしながらですね、こう、汚れていたらいかんので、清潔できれいで整っててというふうなことをしながら、自然の美しさもあるし、それから、私たち、先ほど言った歴史や伝統や自然の恵みだとか、そういう文化的なことも含めて、自然のことも含めて、よさを生かしていくというようなところま

で踏み込まなくてはいけない、そういう意味でいくと、今、中川村は、そのサポーター企業、準会員か——準会員といいますけども、準会員の数が一番多い加盟町村でありますので、そういう意味では、それを、趣旨が理解されている部分もあるかと思えますけども、それは、準会員になってくださった方の数が多いということなので、一般の村民の皆さん方への理解が深いか、低い、浅いかっていうと、なかなか、まだ、十分に深まっているとは言えないと、おっしゃるとおりに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) 今、よい方向で風が起きていると思いますが、下降しないように前向きに頑張っていたきたい、そう思います。

次に、国旗の礼についてであります。これは何回かお聞きをいたしました、私自身は、ある意味で、村長の思想、信条、理解はしておりますが、今回の選挙の結果における、村民にいろいろ、その当選後にお聞きしてみますと、私は、あえて国旗がこうだったよ、頭を下げない村長だというような形のようなものを私なりに整理をして発言をする折がありましたけれども、その折に、村民が、なかなか、びっくりされるんですね、え？そんなことがあるの？っていうようなお話がありまして、その表情は、さまざまであり、それを知る興味深さも感じましたので、あえて、ここでお聞きをしたいと、そして、それを確認をさせてもらう意味で、再度、お聞きすることになります。今、申しますように、個人的には、思想、信条は自由であります。公職の立場で国旗、村旗、校旗などに礼をされない村長を民意は認めました。中川村は、あいさつのできる村として大きく評価をされている、これは大変うれしいことではありますが、改めて、曾我村長は、子どもたちの立場といいますか、子どもたちは礼に対して自由に構わないということか、その辺の所見といいますか、判断、見解をお聞きしたいと思えます。

○村 長 村旗とか校旗に対して、そんなにこだわりを持っているつもりはございませんので、国旗についてのことでございます。前に高橋議員が、国旗の横に村旗やら校旗があるから、そっちに向かって礼をすればいいじゃないかというふうなご提言もいただいたことがありますけども、それは、そういう形で国旗に礼をしているかのような形をつくるということが余り気持ちよくないなと思ったので、そういうのはしたくありませんというふうなことを申し上げたかもしれませんが、そんなことでございます。

それで、今、通告のほうにも、中川村の子どもたち、本当に、例えば横断歩道なんかでもですね、きちっと礼をしてきて、大変すばらしいというふうなこと、それとどう整合性をとるのかというふうな趣旨のお問い合わせかというふうに思いますが、中川村の子どもたち、本当に、先ほど申し上げたとおり、横断歩道等々、いろんなところでですね、いっぱいあいさつをしてきて、本当にすばらしいなと、我々大人も見習わなくてはいけないなというふうにして、誇らしく思っているところでございます。

ただ、人に対する礼とですね、国旗に対する礼をですね、一緒くたにして論じるというのは、ちょっと、やや問題点のすりかえみたいなこともあるんじゃないのかなというふうに感じるところでございます。

国旗に対してはですね、かつては、その態度しだいではですね、非国民と言われることもあったかもしれないし、びんたを食らわされるでは済まないようなことにもあったかもしれませんが、そして、それは、かつてということだけではないのではないかなというふうに思っています。

東京都の教員で、不起立、不起立というのは、立たない、起立しないという意味ですけども、不起立を貫いて定年を迎えられた根津公子さんという方がいらっしゃいます。「根っこ」の「根」に「三重県津市」「滋賀県大津市」の「津」の字です。サンズイへの、公子は公の子どもと書きますが、そういう方がいらっしゃいます。この方は、歴史や国と個人の関係とかについて、教育は、それにどうあるべきかというふうなこと、いろいろ考える中で、不起立、立たないということを選択し、その結果、処分を受け、そして、じゃあ、どういう理由のために立つのかというふうな、なぜ、その起立をしろというふうに言うのかというふうな、そういうディスカッションをずっと続けてこられたけれども、なかなか、なるほどという納得できる理由、自分の考えを変えるに至らなかったで、自分の考えに忠実で不起立を貫いて、処分を何度も受けながら定年を迎えたという女性の方です。こんなふうに言うと、大変過激な戦闘的な方のように聞こえるかもしれませんが、私もお会いしたことがあります、非常に穏やかな、背の高い、ほっそりした、優しい感じの、今は、正直、おばあさんと言っていいようなお歳になっていらっしゃいますけども、そういう方です。

その方、ついでに申し上げますと、今度の6月の29日の日に、土曜日ですが、飯島町の文化館小ホールに、この方がお見えになります。12時半開場、13時開演ということで、その根津さんのほかにもですね、校長先生の方とか、それから音楽の先生とか、そういう3人の方をドキュメンタリーで描いた映画の上映もあって、そこで根津さんのお話があるということなので、国旗について、自分の問題意識というものをもって、それに忠実に生きていこうとするとですね、そのことによって、それが、だれかの決めた、その線をですね、少しでも超えているというふうに判断をされたときには、ものすごく理不尽な圧力を加えられるというふうな、その辺のところ、もし、ご興味ありましたら、ぜひ、29日の午後、飯島のほうに行かれると、直接、お話が聞けるのではないかと思います。

人の話ばかりじゃなくて、私自身もですね、今回の選挙で、村外の方から、国旗に一礼をしない、国に、国の統治に従わないような村長は、全力を挙げて、必ず落選させると、落選して恥をかきたくなかったら立候補するなというふうな電話をいただきました。これは、もう、本当に、中川村の自治に対する外部からの露骨な圧力ではないかなというふうに感じているしだいでございます。このような、理不尽なですね、圧力をかけても、枠の中にですね、押し込めてしまおうという圧力がある、力づくで、形式的でも何でもいい、外面的でも何でもいいから、とにかく従えというふうな、そういう空気がございます。だから、その枠の中にいる限りは、特にそういうことは感じないかもしれないかもしれませんが、いろんな問題を考えていく中でですね、ちょっとでもそこをはみ出すとですね、そういう圧力がかかってくるということです。

いろんな問題を考えるというふうなことです、日本の国が果たしてどうあればいいのかというふうなことを今の状況の中で考えていく中で、そうすると、もし、いろんなことを考えた中で、こうあったほうがいいというふうな形で、その、だれかが何となく見えない線を引いている、そこを触ってしまうとですね、そういうふうなことになってくる、それが1つの踏み絵として国旗に礼をしろというふうなことだというふうに思います。

ついでに、もっと言いますと、その日本のあり方というふうには言えませんが、もう、すごく、今の日本の国ってというのは、私にとっては恥ずかしい状況になっていると思います。原発について言えばですね、たかをくくっておって、いい加減な対応をしておきながら、事が起こったらですね、想定外だったと言うし、子どもたちやお母さん方を、その汚染された所に住まわせたままにしているし、挙句の果ては、また、輸出をしようというふうなことをしている、本当に、とりあえずもうけないかみたいな、金もうけのことばかりの、やるべきことをしない、恥ずかしい国だと思いますし、例えば、従軍慰安婦の問題についても、保管されている資料の中には、協議の狭い意味での強制性を示す資料はなかったというようなことが言われているわけなんですけども、組織的に利用しておきながらですね、狭い意味の強制性はなかったと、じゃあ、広い意味はどうだったのかというふうな話には答えようとせずにですね、本当に、組織的な利用をしているということ、そのことを問わずにして、重箱の隅のような部分で屁理屈を言って、言いつくろおうとしているということ、だから、そのかつてのことよりも、今、そういう形で言いつくろおうとするという、そのあり方がですね、大変みっともない、日本人として恥ずかしい、潔さのない国になってしまっているというふうに思います。ですから、日本のこと、本当に真に誇りのある、持てる国、自分自身、誇りを持てる国、外国の人たちからも尊敬される国、そして信頼される国にするためには、日本の問題点をしっかりと見詰めて、それをどう改善していくかっていうことをしっかりと考えていかなくてはいけないと思いますが、そういうことをしようとするのを、その形にはめようとする、枠の中に納め込もうとする、そういう姿勢がですね、そういう努力をあらかじめさせないように抑え込んでいく形になっているのではないかと、結果的に、日本の国をよくすることを邪魔しているのではないかなというふうに思います。だから、日本がいい国になったらするっていうんじゃなくて、いい国にしていこうという努力をする人を押しえつけない国になれば、そういうことが礼を強要しないということだと思いますけども、そういう無理やり、その形にはめた礼を強要するようなことがあるうちは、それには従わないほうがいいのではないかなというふうに個人的に思っていると、そういうことでございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 主義主張は十人十色で、これは村長の声としてお聞きいたしますけれども、村長への手紙といますか、そういうもののホームページを見ます。これは村内の方ですが「自然の形で日本を愛する人間として国旗に敬意を示すのは当たり前と思うが、国旗に敬意を示されない人間が「日本で最も美しい村をつくろう、維持しよう。」と言っていることが虚しく聞こえる。」と、こうありますが、私も、ちょっと、

そのような方向性のパーセンテージが高い、そういう思いがいたします。

それで、あいさつは心表現でありますから、国を愛する気持ちがなければ、あいさつされないほうがよいのかもしれませんが。

しかし、この学校やなんかの場合の生徒の立場で考えてみますと、村長の一語から、どう行動をとればよいのか判断に苦しむ生徒もいるのではないかと思います。子どもの立場で、その点をどう村長は考えておられるのかお答えをいただきたい。

○村 長 美しい村、何度も申し上げておりますように、中川村のすばらしさ、それは誇りにすべきことだというふうに思っております。何ごとも全部OKという、中川村はすばらしいけども、日本の国というものは、今は、誇りにできない部分も多々あるということでございますから、中川村のすばらしさも、そのまま受け継いでいけるようにしたいし、日本の国も世界中の人が尊敬し、信頼してくれる国にしたい、自分自身も誇りにできる国にしたいということでございますので、全く、何ら矛盾は感じていないしだいでございます。

それから、ちょっと、もう1個、言おうと、また、思い出したら申し上げますが、子どもたちが判断に苦しむというようなお話がありましたけども、それは自分自身で考えるということだと思つたので、こうせいと言われて、判断せずにですね、自分で全く判断せずに、言われたとおりに行動して、言われたとおりに生きていくよりは、自分で、ここに、そういう問題があるのか、ううん、どっちなんだろう、難しいな、でも、やっぱり、おれはこう思うよっていうふうなことを思いながら、いろんな経験をしなが、ああ、やっぱり、こうだったっていうふうな形で、考えを改めながら、改めたり、いろんな経験をして成長していくというのがいいことだと思うので、何も考えずに、判断せずに、言われたまま生きていくというのは、その人の人生を生きることにはならないのかなというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) それぞれでいいという今のご説明であります、これは、子どもから考えると、大変、行動っていうものは、それぞれに思いはあるでしょうけれども、行動を起こすというのは、勇気が要るといいますかね、いろいろだと思います。そうしたものを、村長は、村のトップですから、指導する立場であり、礼もそうですが、あいさつにしても、ああ、あの人は、ちょっと気に食わないから、あいさつしないとか、さまざまなあいさつの形の中に、その例の心の本髄を、何ていうのかな、感じるというか、そういう部分のことは、私は、ちょっと会釈をするっていうことは、気持ちのあれとして、人間の生きる道の礼ではないか、大事なものではないかということをおもいます。ですから、悩み悩んで成長する子ども、それも結構でしょうし、卒業式や入学式のときに、村長はよく言われる、それは、万人いる中で、自分一人が意見が違っても、自分がいいと思ったら最後まで通せというような形の何を何回も口にしておりますけど、それはそれでいいのかなあと思つたんですが、学校の世界の中で、そういうことで、それぞれ、ちんちんばらばらで、これは、なすんでしょうか、そういう、村長の言われるように、強制があつてはいけないってことだから難しいとは思つたんですけども、どう考えればいいんでしょうかね。

○村 長 私が言っているのは、人から何を言われようが、自分の思いを貫け、考えをやり通せというふうには、言っているつもりではないです。自分の考え、人と違う考えこそ、みんなに提起すべきだと、みんなに問題提起をして、そこで違う意見も出てくるだろう、批判されることもあるだろうと、その中で、ディスカッション、議論をしながら、みんなで考えを深めて、そうすることによって、深い考え、つまり正しい考えになるから、そのことが大事であって、みんなのことは知らん、わしは、わしの考えで貫き通すんだっていうふうなことがすべきだというふうに言っているわけではありません。みんなと議論する、学校っていうのは、みんな子どもたちが集まって、いろんな背景を持って、いろんな考えを持った子どもたちがいるんだから、そこは、本当に、そういう意味で、民主主義のためにも、そこで、じゃあ、クラブ活動をどうするか、生徒会をどうするか、いろんな考えがある中で議論をして、こうしようよ、いや、でも、こうじゃないかっていうような話をしながらやっていくということこそが一番大事な教育ではないかなと思うので、それを、型に従うことを要求するっていうのは、それは、国とか、大人とかですね、子どもたちを使う側にとっては便利なことかもしれませんが、本当に子どもたちのことを思うんだったら、自分たちで考えて、自分たちで相談して、自分たちで結論を出してつくり上げていくという経験を積んでもらうことが大事なことかなというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) どんなテーマにおいても、賛否さまざま、両極がありますので、今、村長、言われるように、やはり、村長も自分の持論は結構であります、聞く耳を持って、お互いに、お互いに聞く耳を持って勉強するっていう、前に進むっていうことがいいことだと思います。結論に、これが、こうであるっていう形っていうのは、どうかなあと、こう思います。

この件について、学校現場の責任者としての教育長はどう考え、どう、先生、生徒に指導されているか、次に教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 この件にというところが、ちょっと、十分よくわからない部分もあるわけですが、先ほど来の流れの中でいきまして、村長の行動等について、特に学校側のほうから問い合わせとか、問題とか、子どもたちの戸惑いとか、あるいは、教育委員会のほうとしての見解とか、そういうことは一切ありません。

日常のあいさつにつきましては、子どもたち、定着をしております、この間も、私の知り合いの者が大草城址公園へ行ったときに、そこにいた子どもたちが大変気持ちのいい「こんにちは。」っていうあいさつをどの子もしてくれ、大変うれしかったと、中川の子どもたちは、こんなにすばらしいかということで、私に話をしていただいた方がおりまして、私もうれしかったわけですが、そんなふうに着実に定着をしてきているかというふうに思っております。

国旗、国歌につきましては、高橋議員の9月議会でも同じようなお答えをいたしましたけれども、学習指導要領に基づきまして、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとするというふうになっておりまして、それに基づいて対応しておりまして、現在、特に学校

の中では、問題はない状況であります。

あと1つ、私の個人的な見解を申し上げれば、国旗、国歌の問題につきましては、これ、法制化になったときから、もう、そういうことが言われていたと思うんですけども、最終的には、その個人の思想、信条に関するものであるということですので、強制するものではないというふうに考えております。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 子ども目線で考えますと、とらえという形は、好奇心とは、やっぱり向学の気持ちがありますから、あやふやであってはならないといえますか、そうした部分をわかりやすく説明をするという、そういう立場もあるかと思えます。保護者がどう考えればよいのかというような面も考えながら、慎重に進めていただきたいと思えます。これは、こうであるということではありませんけれども、やはり、今の子どもの、特に中学生ですけれども、判断力がついた中で、そうした部分を幅広くとらえて進めていただきたいと思えます。

それから、6月3日、村で催された戦没者戦争犠牲者追悼式というのがありました。80名出席。この会場に国旗が掲載、今、ことしはされておられません。昨年の私のホームページの式典を見ますと、国旗があり、ことしは、なぜかとお伺いしましたら、村長の意向だということでありました。村長は、それほどまでに国旗が嫌いということが改めてわかったんで、それは、そういうことだと思います。

この日、参列された遺族者の皆さんは、供養が心の支えとなっていると聞きます。70歳以上の皆さんで、遺族会の会員として、村主催という形で、わざわざ喜んで会場に足を運んだのに、国旗を取り上げられて悲しかったとお話、遺族会の気持ちを、そういうお話がありました。それで、そういう形、今まで、従来続いてきた形のものをついていう折に、遺族会の心情といえますか、気持ちを、確認していいですか、了解をとられるというか、そういうやわらかさも大変大事じゃないかと思えますけれども、そういう配慮は、どんな形で動いたのかお聞きしたいと思います。

○村 長 やっぱり、戦没者、戦争犠牲者の慰霊の式というのは、戦争がどういうものだったのか、そこでどういうことが行われ、どういうふうにしてたくさんの方々が亡くなっていったのか、そのことについて本気で思いをいたして、自分の、それに対する考え方なり態度なりを、もう1回しっかりと見直してみるべき機会だというふうに思っています。

なかなか、世の中では、戦争っていうと、勇ましく国のために亡くなったというような、撃ち合いをしてというふうなイメージがありますけれども、実際には、そういう形で亡くなった方、もちろんいらっしゃいますけども、それよりもはるかにたくさんの方々が、食べる物がなくて、ジャングルの中で病気に侵されて歩けなくなって、のたれ死んでしまって、そこで、その目の前には、ハエがわいて、そういう形で骨になっていく人を目の前に見ながら、自分も動けなくなっていきながらなくなっていったというような、そういう方々のことを思うときに、なぜ、そこで、その国旗を出すことを要求されるのか、その辺のところ、私自身もわからない、その、別にニュー

トラルなところで、どう思うのかというふうなことを、もう一度、振り返ってみるっていいのではないかと、そこに国旗を置くことで、その亡くなった方々が国のために亡くなった方々だと、みんな、国のためには、そういうふうには潔く死ななくてはいけないんだというふうな形で、戦争の犠牲になった人の死んだことをですね、また、次の戦争のために利用してきたっていうのが、これまでの、そのあり方ではなかったのかなというふうなことを、その中川村の式典がという意味じゃなくて、日本の国の全体のやり方っていうのが、戦争中も、そうだっただろうし、華々しく英雄だと言ってたえながら送るっていうことが、結果的にそういうことにつながっていったというふうに思うところがございます。だから、そういうふうな方向づけをせずに、それぞれでじっくりと戦争というものについて考えてみる必要があるかと思えます。

きのうも申し上げましたけども、その遺族の皆さん方、やっぱり、自分の夫、あるいはお父さんが亡くなったことに意味を求めたいという気持ちは、すごくわかります。けども、そうでありながら、どんなふうになつたのかということ、やっぱり、いろんな記録とかを見てですね、実際にどういう経過でなくなつていったのかというふうなことなんかもよく認識して、それが本当に日本の国につながっているのかどうなのか、ただ単に、その気持ちをうまく使われただけではないのかなっていうことなんかも含めて考えてみるのも、1つのアプローチではないかなというふうに思えます。

○2 番 (高橋 昭夫) いろいろあると思いますけど、私がお聞きしたのは、そうじゃなくて、遺族会の、その立場の会長さん、私もお聞きしましたが、そういう方に、ちょっと取るけれどもっていう形の、心せじゃないけれども、そういうことが、私は礼儀にかわる行動の重さっていうか、大事じゃないかなあと、こういうことを言いたかったんですけど、先ほどのお話は、会長さんにお聞きした話を、私が、ちょっとお伝えしていると、こういうことでお含みをいただきたいと思えます。

時間がありませんのでですが、もう1つ、苦になりますのは、今回の国旗論でホームページを開きますと、いろいろな方からですね、村長の考えは素晴らしいという方があります。それは一部の方だと思いますけれども、村長を認める中川村はすてきだとも言われている方もおられます。そんな中川村に移り住みたいという方も文字にしてあらわされていると、あります。これは、村のアピールだとされたら、私は、ちょっと不安な思いになります。そんな動きを村長はどう受けとめておられるのか、つまり、村外やなんかでも、こういう形のトップの方は、全国、どのぐらいおいでになるか知りませんが、注目をされていると思えます。それを、村長はねらいだと思いますけれども、よそで講演をされたような折に、今のようなお話をされると思いますが、村長はどう受けとめておられるのか、今の、そうした限られた人ですよ、全部じゃないけれども、賛否の中で、片方の確実にいいようなお話になりますけど、そういう話を中川村の村長としてお話をされている、その辺の本意をお聞きしたいと思えます。そこらは、やはり村の代表だからという多少の何か考え方を持たれて当たっているのか、これからもどんどん来るかもしれませんよ、その辺の胸の内をお聞きしたいと思えます。

○村 長 ご質問の趣旨が、いまいち把握できているかどうか余り自信がないところなんですけども、反響はですね、結構たくさん来ました。どこかにも書きましたけども、国旗にことだけのみならず、その前のことについても、批判的に攻撃的なメールだとか電話だとか、そういうのも来ましたし、それから、メール、お手紙等々もたくさんいただきました。おもしろかったのは、肯定的なものは、文章で来るのが多くて、否定的なやつは、どちらかという電話とかのほうが多かったのかなというふうな気がします。一応、あそこにはですね、ホームページのほうには、掲載可というようなものは載せるようにしていますので、でも、余りたくさん来たので、途中から同じような話ばかりになったから、途中でやめたかもしれないませんが、頭のほうからのやつは、取捨選択せずに、全部、掲載可としてあるやつは、ずっと載せていくような形にしております。

それで、何でしたっけ、中川村に住みたいとおっしゃっている方についてどう思うかということによろしいでしょうかね。そういうことと理解して答えますと、いろんな、どんな形にせよですね、中川村に魅力を感じて移り住んでくださる方が本当にいらっしゃったとしたら、それは、ありがたいことだなというふうに思うところがございます。

○2 番 (高橋 昭夫) 私も、もう、戦争、戦争は二度とあつてはなりません。戦争を求める人はいないでしょう。与えられた命を大切にの願いは変わらないと思えますが、自己犠牲の精神や勇気に満ちた誇り高き日本人はどこへ行ってしまったのでしょうか。国を愛する心があれば、自国を日本国民が守るのは、私は当然だと、日本の国がだれを守るのか、人ごとではありません。

私は、スイスに51年に行きまして、チューリッヒから農村部のところを車で通って、これは、前もお話いたしましたけれども、その折に、スイスという中立国で、平和的な国でありますけれども、その家々には、それぞれに実弾的な、拳銃ですね、拳銃的な物を持ちましてですね、それを練習をしている弓のような的があります。そして、道路は、ああいう場所ですから、直道はありませんけれども、真つすぐの道に関しては、それが、軍用機っていうか、滑走路にかわるという、そういうことも説明をいただきました。そういうことが強く印象に残っております。

国が非常の際は、だれかが守ってくれるとか、備えなくても何とかなるとか、人ごとととらえる、無責任といいますか、そういう解説的きれいごとでは済まされないものもあるんじゃないかなあと、平和で、けんかがなければいいんですけれども、それは、身近な近所にしても、事の争いというものは、どこに、どう、発生するかわからない、みんなが願うところですけども、どこに、その発生の期っていうものはどこにあるのかわかりませんが、究極、そういう折の備え、自衛というものは、私は、大事じゃないかという、そういうことであります。

ちょっと時間がありませんので、次に行かせてもらいます。

曾我村政3期に臨み自治体組織の合理化、事務事業の能率化、経費の合理化、住民サービス向上などに対して新たな改革、改善の考えはないかということをお伺いした

○村 長

いと思います。

3期目ですので、すぐということではありませんけれども。

先に、争いはどこでもあるんだということで、近所でも子どものけんかがあるんだと、それが人間のさがなんだというふうにおっしゃったかと思うんですけども、それは、当然、そうなんですけども、じゃあ、隣と子どものけんかするかもしれんから拳銃持っとかないかんという話と、包丁を研ぎ澄ましておかなくちゃいけないという話になるかっていったら、そうではないと思います。だから、軍事面しか考えない、だから、日本国憲法の話に戻りますけども、軍事力に頼らずに、それをやるんだっていうふうなことを、世界中の、日本だけを守るんじゃないで、世界中の人々が恐怖と切望からだったっけな、ちょっと、すみません、逃れるように、日本は必至で頑張るんだというふうな、名誉にかけて誓ってるわけですよ。だから、その辺のことを何もやっていない、本当に世界中の人から尊敬される、信頼されるような国になるようなことを何もせずに、いやあ、そんな、だれが守るんだとかいうふうなことで武力を置こうとする。

それから、そのスイスの場合は、永世中立国だけでも、軍備を持っている国です。それは、確かに、そうです。

だけど、私は、日本、レジスタンスみたいなですね、自主的な防衛ということについては、ある意味、そういう意味でも、全く、そこで武力を否定しているわけではないです。

ただ、今までの歴史がですね、その一部の人たちが、日本の若い人たちの命、肉体を利用して、その人たちのために利用をされて戦争が行われているっていうこと、だれのための戦争なのかっていうふうなことも考えないと、日本を守るんだ、日本人が守るんだって、日本が一枚岩の、一つの、全くどこをとっても金太郎みたいな日本っていうふうにいるところがある、そもそも、ちょっと違うのかもしれないなというようなところはあります。1%、99%っていうことがアメリカでも言われていますけども、だれが何のための戦争をしようとしているのかっていうふうなことを考えていかないと、先ほど申し上げたように、アメリカの都合でやられるイラク戦争に、日本の、それこそ集団的自衛権があったら、アメリカの都合でやられる第2のイラク戦争みたいなことがあったら、そこに行かなくちゃいけない、集団的自衛権だっていうふうなことで、そこにも行かされるような、第2のトンキン湾事件みたいなことがあって、やれ、空、アメリカ軍を守ってやるのが日本の務めっていう話になってくるわけです。

自治体組織の合理化、能率化というふうなことをご質問して、そういうことをやる気はないのかというふうなご質問だったと思いますけども、先ほどの竹沢議員さんからのご質問があった中で、なかなか、組織がゆとりがなくなってきたというふうなお話もしたかと思いますが。総務課長のほうからしたのか、そういうふうなこともあったかと思いますが。

特に、今、いろんなことで、村のよさを生かしたいっていうふうなことになってく

ると、今までどおりの、その役場の仕事だけではなく、もう少し踏み込んだというか、クリエイティブなというか、そういう仕事も、いろんな村外の組織の方とも協力しながらやっていかなくてはいけないという、そういう状況があります。そういう、ちょっと、こう、今までとおつき合いする人とは違うタイプの人ともおつき合いしたり、それから、新たな問題解決について新たな方策を1から考えて試行錯誤していくというふうな、そういう、ちょっと手間のかかったり、じっくり頭を使わなくてはいけないような仕事をやっていかないと、その言っている村のよさを生かして立派な村にするっていうのは難しいところもあるかと思っています。そういう意味でいくとですね、逆に、本当は、余り削る、削るというよりもですね、削ることよりも、その成果を上げるにはどういうふうにすればいいのかなというふうなことのほうが中心であって、削るためには、どこを削ろうかということよりも、成果を上げるためには、どこを増やそうかということでは必ずしもないですけども、成果を上げていくためには、さらにどんなふうな改善が必要なのかということで、頭から削るためにどうすればいいかという考え方は、余り持っておりません。

○2 番

(高橋 昭夫) 時間がありませんので、ちょっと、こう、ずれる場合がありますが、縦割り構造の弊害化だとか、やわらかい意味で、期待される職員の能力活用とか、そういうような部分、朝礼は、やられないようですけども、今度からやるようになったとか、そういう、ちょっと、その違った感度があるかなあと思ってお伺いしたと、こういうことであります。

次に、地方分権による住民参加、選択、創造の時代、住民との対話は選挙公約の柱で、選挙の折には、どこでも、立候補した候補者は、住民との対話を深めると、声を聞く、それを生かすというのが主張の柱でありました。公約の柱でもあります。住民と苦楽を共にする行政、これが求められているわけであります。

今後の政策について、住民との意思疎通、政策論の盛り上がりというようなことで、これは、これも、やはりホームページに、村へ寄せられたもので、村長の受けとめておられますが、「一般村民と、このごろ会話集会在ほとんどやられていない。村民の生の声を幅広く聞くことは非常に重要だと思う。村民のために最優先に、自分のため、一部の人間のために陥りやすい可能性もある。」という、そういうような指摘の部分の文字、文言がありましたけれども、やっぱり、いろんな問題が山積、きのうの質問にしましても、いっぱいあります。本当に、これは村民がどう考えているのか、あるいは、どう求めているのか、そして、そのことには、心開いて、村長が協力を求めるといふか、その意を的確に伝えて、その反応を見たり、顔を見て、顔を見る表情の中で、先の先を読まれるというのが、村長の、私は立場だと思います。そういう意味で、住民懇談会っていいですか、名は変えても何でもいいですけども、住民と接する、そういう形のものの考えというものをどうお持ちかをお聞きしたいと思います。

○村 長

住民との対話が私の選挙公約の柱だったというふうにおっしゃいましたけども、余りそれを柱にした覚えはなくて、それは、対話をするというのは、ある意味、当たり前のことではないかなと、ひょっとすると、藤川さんのほうの公約だったのかもしれ

ませんが、私の公約ではなかったというふうに思います。

というか、議会では、しばしば、その、私、余り、ええ？と思うような、心当たりが余らないお話が私の発言というふうに言われることが多々ありまして……

○2 番 (高橋 昭夫) 選挙の総体がということ。

○村 長 ああ、そうですか。はい。じゃあ、今回は、高橋さんのこと以外ですか、もう、そういうのが、きのうの決断と実行というふうなことも、どなたかが私のポリシーみたいな形で言われたけど、私は、余り決断と実行タイプの間人ではないので、どちらかという熟慮型の間人で、ぼんと決断して、ぱっとやるっていうふうな、そういうことではないので、いろいろ、もし、ほかのことを説明するときに、そういう言葉を使ったことがあるかもしれませんが、そこだけぱっと切られるとですね、ちょっとよくわからないので、前後の脈絡で引用をしていただければありがたいのかなと、それから、今のそのメールの引用も、私にいただいたやつを私が村長への手紙ということで挙げていますかと思いますが、当然、それにはですね、恐らく私の返事ということもあつたかと思っておりますので、そこで、全体の文脈の中で返事をしているかと思っておりますので、そちらのほうもよく読んでいただけたらありがたいのかなというふうに思います。

対話ということ、ある意味、公約にはしていませんけども、当たり前なこと、やらなくてはいけない、いろいろ意見、集約をしたり、ディスカッション、思っていることを伝えたり、皆さんの思っていることを聞き取ったりというふうなことをしなくてはいけないというふうに思っています。

8年前は、その村長になってすぐのとき、住民懇談会、テーマを持たずに、全部の地区で、皆さん、いろんなことを教えてくださいというふうに申し上げて、回りました。それは、私自身に関西から来た、そう間がなかったし、行政の仕事も経験がなかったので、いろいろ、その辺のところを、まず、知らなくてはいけないという思いがありました。

だけど、住民懇談会って、結構、アライヴづくり、行政側の、になっちゃうことも多いのかなというふうに思っています。本来の民主主義のあり方から言えば、行政側が行って、何かございますかというふうなことよりも、そのグループなり団体なりで、役場のほうに来ていただいたり、それこそお手紙をいただくなりして、どんどん意見をぶつけて、突き動かしていただくというのが、本来の、先ほどの主権者である国民から委託された者に対する指図をしていただくというふうなことが本当のあり方かなというふうに思います。

とは言うものの、もちろんですね、我々サイドとして皆さんにご説明をしなくてはいけないこととか、あるいは、ご意見を聞きたいことがあれば、テーマがあるときには、住民説明会を、住民説明会なり住民との意見交換会をしますし、また、いろんな、商工会だとか、農業の皆さんだとか、お母さんのグループとか、いろんなグループがありますし、そういうグループで来ていただいても、きのうは、凍霜害のことに関して、農業関係の、何ていうか、要望というか、こういうふうにしたらどうかというご

提案をいただきましたし、いろんな方が、地区のほうでも、この水路が壊れているとか、いろんなことをおっしゃってくださいますし、皆さん、テーマを持ってですね、役場のほうに来てくださったり、いろんなご意見を聞かせてくださったりします。実際、いつも、きのうもバンビーニの話が、そうするとバンビーニばかりやいう話でしたけども、バンビーニについても、奥さん方から、ああいうものがないと虐待が起こりかねないよというふうな問題提起を聞いて、私も知らなくて、つくったというようなことでございますので、これからも、いろんな問題提起なり、指図、代行業者としてやらせていただいておりますので、ああしろ、こうしろというところを聞かせていただきながら、その中で、なるほどということ、予算を見ながらしっかりとこたえていきたいというふうに思います。

○2 番 (高橋 昭夫) 村民の生の声を幅広く聞くと、そういう形のもので、今回、村長が提案といいますか、公約といいますかされた新規就農研修センターとか、あるいは担い手定住住宅の建設とかですね、そういうものっていうものは、やっぱり住民の声を、ああ、こういうことならというものを胸に受けて、それじゃあ、やろうかという形になっていったのか、あるいは、村長個人として、こうっていうふうになったのかっていうような部分のときに、時間ありませんからですが、村民の生の声を幅広く村政に反映してほしいという願いが、私は、村民を多く思って、ときには住民懇談会、出る人は、もう決まっているとか、そういうふうにならぬように、やわらかく対応していただきたい。

それから、農業について、村長は内発的発展を持論とされております。農業所得の向上策についてはどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。内発はわかるけれども、農家というのは、それで生活の基盤として生きるための農業っていうのと、先ほども、ちょっとのものを、この楽しむという、楽しむための農業趣味というのと、やっぱり、それを支えにして生きる人たちも多いというか、農村は、そういう農業主体の村ですから、その辺にける農業所得の向上策、お聞きしたいと思います。悪いけど、短くお願いします。

○村 長 いや、大変重たいテーマをいただきましたので、しっかりと答えなくてはいけないと思います。

やっぱり担い手が減っているってことが一番の問題です。今回は、余り先進論的なところよりも具体的なところを申し上げますと、実は、山崎さん、山崎議員からの質問のときに、このところに踏み込めなかったもんですから、せっかく用意してございますし、農用地利用改善組合っていうのがありまして、そこで手が入らなくなった農地を担い手に集積していこうという取り組みをしています。

それから、大型の農業機械を導入して農作業受託の体制の強化を図ろうと考えております。ソバほか、奨励作物に向けた汎用コンバイン、播種機などの導入を計画しているところでございます。

それから、お話にありました農業を志す移住者がともに暮らして農業を学び、農家として独立していく研修所というものを任期中に用意していきたいというふうに思い

ます。

ともかく、若い人たち、移住者であれ、中川村の人たちであれ、担い手として農業を引き継いで中川村にとどまっていたいただくためには農家の所得向上が必要であるというふうに考えているところでございます。それぞれの条件や得意分野を生かして6次産業化と付加価値化を目指す農家への個々へのきめ細かなサポートをしていかななくてはいけないというふうに思います。

加工の取り組みにつきましても、加工所がさらに活用され、名産品が開発され、組合員の所得向上及び材料を生産する農家の所得向上へとつながっていくことを期待しておりますし、昨年に引き続きカキむき機の追加導入を予算計上し、ご了解をいただいたところでございます。

村外の消費者向けに農作物や加工品、農家レストラン、観光農園等、情報発信や販売、集客にも総合的に取り組む窓口といたしますか、体制をつくっていかうというふうに考えております。

日本で最も美しい村ブランドの活用ということも考えていかねばならないと思っております。

もろもろ、いろんな取り組みにつきまして、営農センターでの取り組み等々も含めて、全協にてご説明をいたしますので、また、そちらで詳細は改めて聞いていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○2 番 (高橋 昭夫) 私が、きょう、ちょっとお話というか、提案というかをお話ししたいと思いましたが、農業離れが進んでおります。実際に。それは何かって、農業はもうからないからであります。もうかると、昔はそうでしたけれども、朝づくりというのがあります。そのもうからないという形、どうすれば物が売れ、金になるかを考えなければならぬということでありまして、もうからないから農業に目を向けないということで、当然、農地は荒廃する、その流れが現状かと思っております。

例えば、私、少々のリンゴをつくっておりますが、リンゴの味は果樹園によって大きく異なります。土質や標高、日の当たり具合や水回りで甘みがまったり、酸味と調和したりと個性があります。米も野菜も果物も、すべて味のよい物を求める選択の時代であります。幾ら量があっても、つくっても、味がよくなければ相手にされません。そういう農業の厳しさがあります。常に消費者と市場の評価がついて回る、土を知り、その地にあった作物を選ぶ適地適産というのが、これは、東、西は黒土、赤土、さまざまありますけれども、そうした適地適産が、私は、味の原点であると、こういうふうに思います。

つくっちゃオにしましても、ジュースにしましても、味がよくなければ売れません。長谷のパンがなぜかって、それだけを買に行くと、それは、味がよいと、こういう形につながるのかなと、こう思います。

私は、その提案として、そういうことを、ちょっと重きの柱になるのかなあと思いましたので、この中川の地を生かしながら、味こだわり課といいますか、役場内に創

設をして、確かな新風の芽を巻き起こす、そうしたことを提案いたします。金になる農業の基本である、そういうふうには思います、振興課長の所見、判断の見解をお願いしたいと思います。短めに。終わるかもしれませんが。

○振興課長 確かにね、中川村の、特にリンゴ、これについては、中川へ一番先に入ってきたのは葛島です。ですが、昭和50年代、農業、養蚕等が衰退してくる中で、新たに村内でも西原、横前だとか、いろんな地区へ、リンゴなりが普及して、農家の皆さんは、それで生きてくるのができたんですよ。でも、今の高橋さんの言い方っていうのは、そういった方々に、適地じゃないから、そこじゃない所でっていうふうにとらえられてしまうと、ちょっと違うのかなというふうに思います。

それと、農業生産、農業につきましては振興課で扱っていますけれども、振興課の職員、事務屋であります。そうすると、農業の、その高橋さん自身が培われてきたような技術を職員が持っているかっていうと、持っていないわけなんです。そして、3年ないし4年で、人事異動で、また、人が変わっていくという中で、農家に対して、そこまでの指導が行政としてできるかどうか、現体制では無理だというふうに私のほうでは考えます。

○2 番 (高橋 昭夫) 私は、今のものをどうしろっていうことじゃなくて、カキでも梅でもそうですけど、梅っていうのは、7~8年でぼくと枯れるとかですね、そういう部分のものがあります。結果的には適地適産だから、これから新植をする、そうしたものについては、そういうような、原点は、味がよければ、米でも何でもそうですし、そういう先が広がってまいりますから、そういう、やっぱり味というもの、これは、どうしても欠かせない基本であるし、そういう部分においては、どうだったらいのかなあというものを、農協もあつたり、いろいろしますから、何か、こう知恵を出して、これからの農家の力になる、そういう動きに発展をしていただくために、味こだわり課という課、そういうものが、私は大事じゃないかと思って提案をさせていただきました。

時間が参りましたので、森林の育成と生態系のほうについては、また、次回にして、回答のご準備をいただいた皆さんにおわびを申し上げます。

以上であります。

ありがとうございました。

終わります。

○村 長 ご質問いただいて思ったことだけ、ちょっとしますと、生産物、一番は、やっぱり、農家の一番の売り物は生産物ということだと思いますけども、単においしい物、いい物をつくらうというだけではなくて、どれが、どう食べてくれているのか、どう喜んでくれているのかっていうことも考える、変な言い方で言うとマーケティングということになるのかもしれませんが、そういうことも一方で考えたり、そして、生産物、目に見える生産物じゃない、その農業の魅力というものもあるし、それをどう生かすかっていうのが、多分、6次産業化ということだと思っておりますので、その農業生産ということ自体が、もう、高齢化とか、いろんなことでできにくくなったという状況があつ

たら、農業、生産物以外のところで、例えば、農業体験をすとか、いろんな、泊めてやりながら地元の伝統食を食べてやって、畑をやらせてみるとかですね、いろんな形の農業で付加価値をつけるっていうふうなやり方があるかと思うので、生産物だけに限らず、もっと広い目で何ができるのかということを考えることは、その所得を幅広く得ていくためには必要なことではないのかな、1回、その辺の棚卸しというか、洗い出しをしてもらって、してみるとということも可能性を広げていくことになるかというふうに感じました。

- 2 番 (高橋 昭夫) これで質問を終わります。
- 議長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時10分 散会]